

第4章

基本目標4 さわやかな空ときれいな水のある環境負荷の少ないまちをめざします

1 大気環境の保全

1.1 固定発生源対策の推進

(1) 現況及び評価と課題

【工場・事業場からの大気汚染の状況】

ア) 現況及び評価

大気汚染物質の固定発生源には、工場と事業場があります。平成22年度の市内のばい煙発生施設は1,086基で、そのうち54%がボイラー（小型ボイラーを含む）、30%がディーゼル機関などの発電施設でした。

平成22年度には、このうち6件について排出ガスの成分検査を行い、その内1件において、ばいじんが0.39g/m³Nと規制基準値の0.25g/m³Nを超過したため、廃棄物焼却炉の構造又は維持管理の方法などについて措置を講じるよう文書による指導を実施しました。

表 2-4-1 工場・事業場からの大気汚染対策に係る現況

指標	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
市内のばい煙発生施設数(基)	1,075	1,100	1,095	1,079	1,086
行政検査を実施した施設数(件)	3	5	5	6	6
基準を超過した施設数(件)	0	0	0	0	1
基準達成率(%)	100	100	100	100	83

イ) 課題

引き続き、排出ガスの成分検査を実施していきます。

【一般局の測定結果】

ア) 現況及び評価

市内の一般的な大気質の状況を把握するため、一般局10局において環境基準の定められている二酸化硫黄、二酸化窒素、光化学オキシダント、一酸化炭素、浮遊粒子状物質の5項目を対象として観測を行っています。

二酸化窒素、光化学オキシダント及び浮遊粒子状物質の環境基準達成率は次ページの表のとおりで、平成22年度は、二酸化窒素と浮遊粒子状物質については昨年度に引き続き全局で環境基準を達成しましたが、光化学オキシダントについては全局で環境基準を超過しました。

光化学オキシダントは、工場・事業場等から排出される窒素酸化物や揮発性有機化合物などの大気汚染物質が太陽光と化学反応を起こすことにより生成されます。環境基準達成状況は全国的に低く、0.1%と報告されています。

環境基準の全項目達成・維持を目指して、引き続き工場・事業場の監視・指導に努めます。

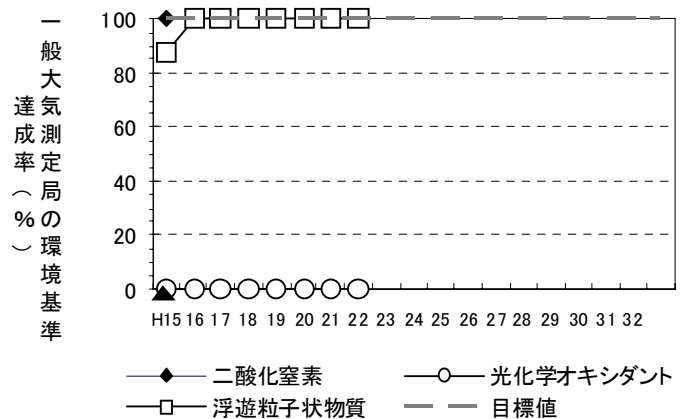


図 2-4-1 環境基準達成率の推移

表 2-4-2 現況評価指標の推移

指標	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	目標値
二酸化窒素達成率(%)	100	100	100	100	100	100	100	100	100
対前年度比	基準年度	○	○	○	○	○	○	○	
対年度目標値比	基準年度	○	○	○	○	○	○	○	
光化学オキシダント達成率(%)	0	0	0	0	0	0	0	0	100
対前年度比	基準年度	△	△	△	△	△	△	△	
対年度目標値比	基準年度	×	×	×	×	×	×	×	
浮遊粒子状物質達成率(%)	87.5	100	100	100	100	100	100	100	100
対前年度比	基準年度	○	○	○	○	○	○	○	
対年度目標値比	基準年度	○	○	○	○	○	○	○	

評価基準

【対前年度比】○: 目標を達成している。あるいは前年度より目標に近づいている。△: 前年度と変わらない。×: 前年度より悪化している。

【対年度目標値比】○: 年度目標値を達成している。△: 年度目標値との差が、年度目標値の50%以内である。×: 年度目標値との差が、年度目標値の50%を超えている。

イ) 課題

引き続き、環境基準の全項目達成・維持を目指します。

【光化学スモッグ】

ア) 現況及び評価

さいたま市を含む埼玉県南中部地区における平成22年度の光化学スモッグ注意報の発令回数は16回、警報発令はありませんでした。

平成22年度は7月の梅雨明け以降に連続で発令されることがあったため、発令日が多くなったと考えられます。

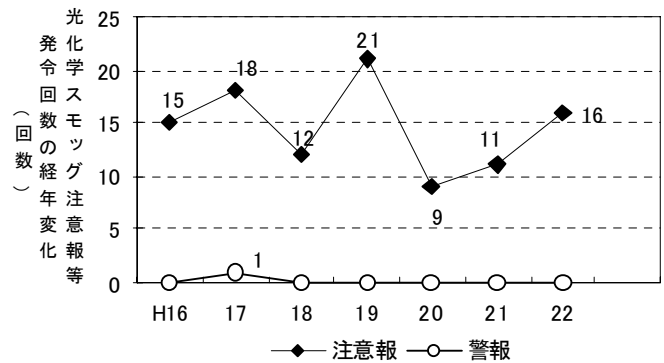


図 2-4-2 光化学スモッグ注意報等の発令回数の推移

表 2-4-3 光化学スモッグ注意報等の発令回数

指標	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
注意報の発令回数(回)	15	18	12	21	9	11	16
警報の発令回数(回)	0	1	0	0	0	0	0

【大気汚染に係る公害苦情】

ア) 現況及び評価

平成22年度の大気汚染に関する苦情件数は142件でした。公害苦情の種類別では、騒音に次いで2番目に多く、全体の31.9%を占めています。平成11年度以降は、焼却に関する規制が厳しくなったことなどから減少傾向にあります。平成22年度においても、大気汚染の半数以上が野焼きに関する苦情となっています。

特に、住宅地に隣接する家庭菜園やレジャー農園での野焼きに対する苦情が増えており、今後、近隣への配慮について周知・啓発を強化していくことが必要です。

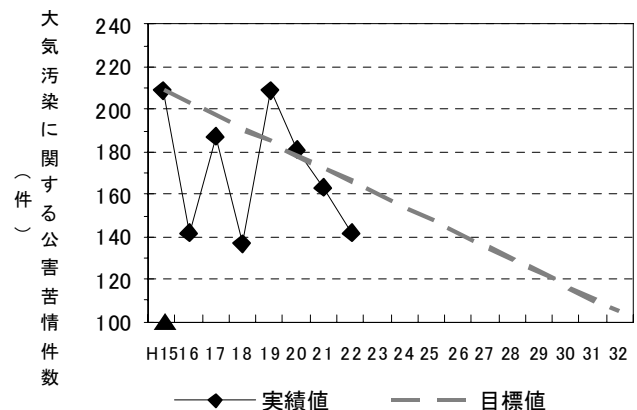


図 2-4-3 大気汚染に関する苦情件数の推移

表 2-4-4 現況評価指標の推移

指標	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	目標値(年度)
大気汚染に関する苦情件数(件)	209	142	187	137	209	181	163	142	105 (平成32年度)
対前年度比	基準年度	○	×	○	×	○	○	○	
対年度目標値比	基準年度	○	○	○	△	△	○	○	

評価基準

【対前年度比】○:目標を達成している。あるいは前年度より目標に近づいている。△:前年度と変わらない。×:前年度より悪化している。

【対年度目標値比】○:年度目標値を達成している。△:年度目標値との差が、年度目標値の50%以内である。×:年度目標値との差が、年度目標値の50%を超えている。

【有害大気汚染物質の測定】

ア) 現況及び評価

大気中には、揮発性有機化合物や重金属類など、長期的にさらされると人体の健康への影響が懸念される物質が排出されています。

さいたま市では、平成9年10月から、これら有害大気汚染物質の調査を開始しました。平成22年度は、揮発性有機化合物については8カ所で、重金属類については3カ所で、合計27物質について月1回の調査を実施しました。

その結果、環境基準が設定されている4物質、指針値が設定されている7物質のいずれについても、基準・指針値より低い値が観測されました。

表 2-4-5 環境基準が指定されている4物質(平成22年度)

	地点数	環境基準 達成割合(%)	平均値 ($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	基準値 ($\mu\text{g}/\text{m}^3$)
ベンゼン	8	100	1.3	3
トリクロロエチレン	6	100	1.1	200
テトラクロロエチレン	6	100	0.28	200
ジクロロメタン	6	100	2.0	150

表 2-4-6 指針値が設定されている7物質(平成22年度)

	地点数	環境基準 達成割合(%)	平均値 ($\mu\text{g}/\text{m}^3$)	基準値 ($\mu\text{g}/\text{m}^3$)
アクリロニトリル	6	100	0.069	2
塩化ビニルモノマー	6	100	0.014	10
1,3-ブタジエン	8	100	0.12	2.5
クロロホルム	6	100	0.16	18
1,2-ジクロロエタン	6	100	0.21	1.6
水銀	1	100	0.0021	0.04
ニッケル	3	100	0.0048	0.025

(2) 個別施策の実施状況と課題

■ 工場・事業場からの大気汚染防止

事業内容	さいたま市では大気汚染防止法に基づくばい煙発生施設からの排出ガスの規制・指導を行っています。 また、さいたま市生活環境の保全に関する条例によって、すべての廃棄物焼却炉、炭化水素類や有害大気汚染物質を貯蔵・使用する一定規模以上の事業所、ベルトコンベアなどの指定粉じん発生施設が規制対象となっています。 本市では、これらの法・条例に基づく規制対象工場・事業場の数を把握し、燃料に含まれる排出ガスなどを調査しています。
主な成果	平成22年度には、ばい煙発生施設180事業所、267施設の立入調査を行い、施設の維持管理方法に関する指導のほか、排出ガスのばい煙検査を計6件実施しました。

1.2 移動発生源対策の推進

(1) 現況及び評価と課題

【移動発生源対策の推進】

ア) 現況及び評価

市内の自動車登録台数（軽自動車含む）は、平成16年3月には約52.6万台でしたが、平成23年3月には約54万台と増加しています。

市内には、国道16号、17号など交通量が多い道路が存在しており、自動車から排出される二酸化窒素や浮遊粒子状物質は少なからず大気環境に影響を及ぼしていると考えられます。

そこで、道路沿道の大気汚染状況を把握するため、交通量の多い主要幹線道路沿道に自動車排出ガス測定局（以下「自排局」という）を6カ所設置し、主に自動車から排出される大気汚染物質を対象として測定しています。

二酸化窒素及び浮遊粒子状物質について環境基準達成率を算出しました。二酸化窒素は、平成16年度に環境基準を全局で達成し、引き続き達成率100%を維持しています。浮遊粒子状物質については、平成16年度以降徐々に環境基準達成率が上昇しており、平成18年度は初めて全局で環境基準を達成し、平成22年度も引き続き達成率100%を維持しています。

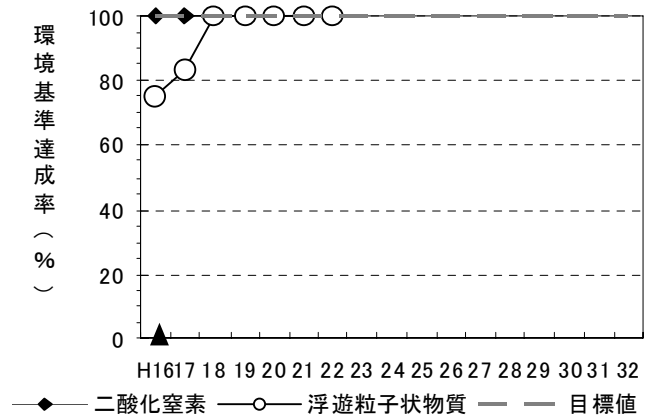


図 2-4-4 環境基準達成率の推移

表 2-4-7 現況評価指標の推移

指標	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度
二酸化窒素計測の有効局数	4	6	6	6	6	6	6
二酸化窒素に係る環境基準達成局数	4	6	6	6	6	6	6
二酸化窒素に係る環境基準達成率(%)	100	100	100	100	100	100	100
対前年度比	基準年度	○	○	○	○	○	○
浮遊粒子状物質計測の有効局数	4	6	6	6	6	6	6
浮遊粒子状物質に係る環境基準達成局数	3	5	6	6	6	6	6
浮遊粒子状物質に係る環境基準達成率(%)	75.0	83.3	100	100	100	100	100
対前年度比	基準年度	○	○	○	○	○	○

評価基準 【対前年度比】○: 目標を達成している。あるいは前年度より目標に近づいている。△: 前年度と変わらない。×: 前年度より悪化している。

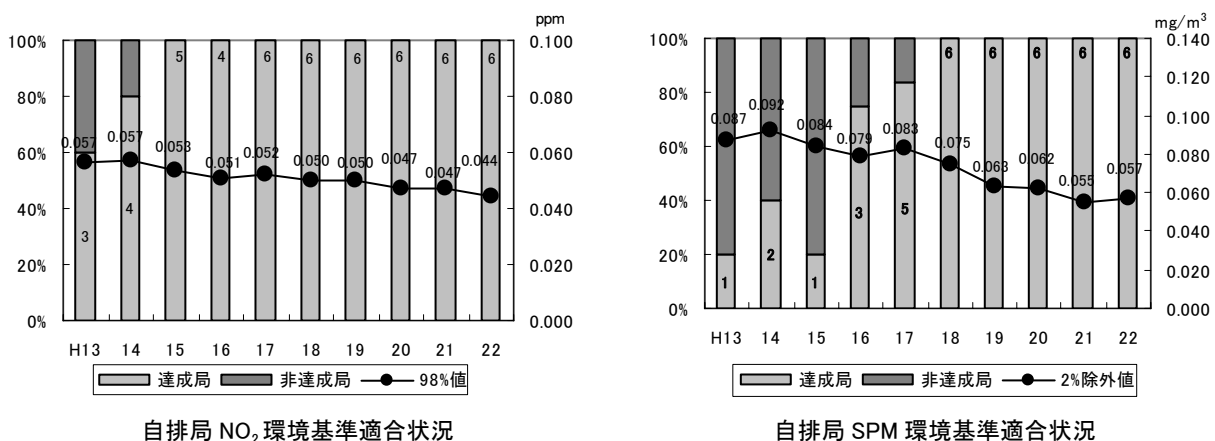


図 2-4-5 自排局における二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の観測値と環境基準適合状況の推移

表 2-4-8 さいたま市の大気汚染に関する調査の内容と地点数(平成 22 年度)

大気汚染に関する調査の内容		地点数
自動測定器による常時観測	自排局	6 局
	一般環境大気測定局(以下「一般局」という)	10 局
	酸性雨自動測定	2 局
その他通年調査	簡易測定による窒素酸化物調査	15 地点
	有害大気汚染物質モニタリング調査	8 地点
必要に応じた随時調査	交差点の自動車排ガス調査	10 地点



図 2-4-6 大気汚染常時監視測定局位置図

表 2-4-9 市内の自排局と環境基準達成状況(平成 22 年度)

局名 区	道路	二酸化硫黄 SO2		二酸化窒素 NO2	一酸化炭素 CO		浮遊粒子状物質 SPM	
		長期的評価	短期的評価	98%値評価	長期的評価	短期的評価	長期的評価	短期的評価
曲本 南区	国道17号 新大宮バイパス	○	○	○	○	○	○	○
辻 南区	東京外環 自動車道	○	○	○	○	○	○	○
三橋 西区	国道17号 新大宮バイパス	○	○	○	○	○	○	○
大和田 見沼区	県道さいたま菖蒲 線(第2産業道路)	○	○	○	○	○	○	○
与野公園 中央区	国道17号 新大宮バイパス	○	○	○	○	○	○	○
西原 岩槻区	国道122号	○	○	○	○	○	○	○

イ)課題

自動車排出ガスについては、国や県、九都県市など周辺自治体と連携し、ディーゼル車の運行規制や自動車 NOx・PM 法の車種規制などを推進するとともに、低公害車の普及や利用拡大、円滑な交通量・交通流など環境への負荷の少ない交通体系の確立など、移動発生源対策に努める必要があります。

【交通量交通流対策】

ア)現況及び評価

平成 17 年 2 月に策定された「さいたま市交通環境プラン」によると、さいたま市内では、交通渋滞が発生しやすい場所が 20 カ所を超えています。この理由のひとつとして、道路の拡幅・新設などといった、都市計画道路の整備が遅れていることが考えられます。

同プランでは、交通流の改善状況を測る指標として、さいたま市・県・国がほぼ 5 年ごとに実施する「道路交通センサス」において調査される市内一般道の混雑時平均旅行速度 (km/時) を使用しており、基準年度である平成 11 年度の指標値は 20.3km/時でした。また、同プランは、交通流の改善施策の実施などにより、平成 22 年度の混雑時平均旅行速度を 22km/時とすることを目標としています。

平成 22 年度の調査結果は 17.8km/時で、前回調査より旅行速度は下がり、目標を達成できませんでした。(第 2 部第 3 章 再掲)

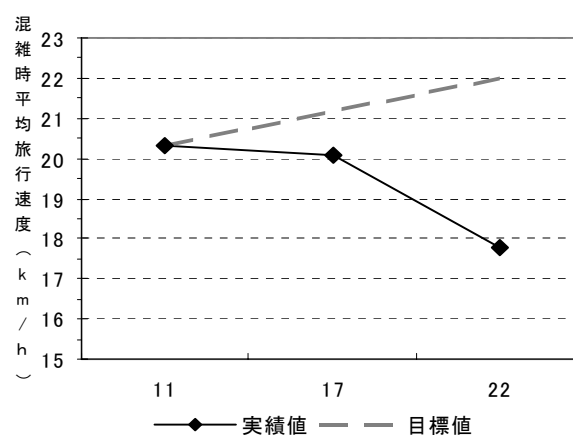


図 2-4-7 混雑時平均旅行速度の推移(再掲)

表 2-4-10 現況評価指標の推移(再掲)

指標	11年度	17年度	22年度	目標値(年度)
市内一般道の混雑時平均旅行速度 (km/時)	20.3(20.7)	20.1	17.8	22.0(平成22年度)
対前年度比	基準年度	△	×	
対年度目標値比	基準年度	△	△	

※()は岩槻区分を含んだ数値

評価基準

【対前年度比】○: 目標を達成している。あるいは前年度より目標に近づいている。△: 前年度と変わらない。×: 前年度より悪化している。

【対年度目標値比】○: 年度目標値を達成している。△: 年度目標値との差が、年度目標値の50%以内である。×: 年度目標値との差が、年度目標値の50%を超えている。

イ)課題

今後はさらに、電車やバスなどの交通システムの改善、道路整備、モビリティマネジメントなどの事業を連携させ、自動車から公共交通機関などへの転換を推進するとともに、物流の合理化・効率化を進め、交通量の削減に努める必要があります。

【沿道対策】

ア)現況及び評価

自動車騒音の環境基準の維持達成を目指して、本市では、平成17年度に市内の高速自動車国道、一般国道、県道及び4車線以上の市道を147の評価区間に分割し、すべての区間を6ヵ年で監視する計画を策定しました。平成22年度は、8地点で測定を実施し、19路線28区間について面的評価を行いました。

平成22年度評価区間の自動車騒音は、実測定を行った地点では大野島越谷線で騒音レベルが最も高くなり、昼間71dB、夜間68dBでした。また、評価区間全体での昼夜環境基準の達成率は98.5%と高い達成率でした。

道路交通振動は全測定地点で要請限度を大きく下回りました。

表 2-4-11 自動車騒音の調査計画

年度	個所数
17	5
18	27
19	28
20	33
21	26
22	28
合計	147

表 2-4-12 自動車騒音の面的評価結果(一般国道・県道・4車線以上の市道)

番号	路線名	始点	終点	環境基準達成率(%)			評価対象 住居等 戸数(戸)
				昼間	夜間	昼夜	
1	大谷本郷さいたま線	西区宮前町	西区大字水判土	100	100	100	885
2	大谷本郷さいたま線	大宮区三橋	桜区西堀9丁目24	99.9	100	99.9	2,464
3	大谷本郷さいたま線	桜区南元宿1丁目12	桜区田島4丁目14	100	100	100	528
4	新方須賀さいたま線	岩槻区大字末田	緑区大字寺山	90.3	89.0	89.0	145
5	宗岡さいたま線	中央区本町東2丁目12	中央区下落合5丁目1	100	100	100	390
6	上野さいたま線	西区大字中釘	大宮区大成町	100	100	100	1,001
7	蒲生岩槻線	岩槻区大字釣上新田	岩槻区城南2丁目7	89.5	82.5	82.5	583
8	桜木広路線	大宮区桜木町	大宮区桜木町	100	100	100	491
9	南浦和越谷線	緑区大字大間木	緑区大字大間木	100	100	100	158
10	吉場安行東京線	緑区東浦和5丁目2	緑区大字下山口新田	100	100	100	217
11	大谷本郷さいたま線	西区大字西新井	西区大字清河寺	100	100	100	168
12	大谷本郷さいたま線	西区大字清河寺	西区宮前町	100	100	100	34
13	蒲生岩槻線	岩槻区大字釣上新田	岩槻区大字釣上新田	100	100	100	3
14	大野島越谷線	岩槻区大字南平野	岩槻区大字大森	97.3	85.5	85.5	110
15	南浦和越谷線	南区大字太田窪	南区大字円正寺	100	100	100	160
16	与野市与野停車場線	中央区下落合2丁目18	中央区大字下落合	100	100	100	649
17	大間木蕨線	緑区東浦和7丁目48	緑区東浦和1丁目22	100	100	100	640
18	大和田停車場線	見沼区大和田町	見沼区大和田町	99.7	100	99.7	304
19	新方須賀さいたま線	岩槻区大字笹久保新田	緑区大字高畑	100	75.0	75.0	4
20	新方須賀さいたま線	緑区大字高畑	緑区大字高畑	100	100	100	1
21	新都心南通り線	中央区新都心	中央区新都心	100	100	100	270
22	市道715号線	中央区新都心	中央区新都心	-	-	-	0
23	市道715号線	中央区新都心	中央区新都心	-	-	-	0
24	三橋中央通線	大宮区桜木町1丁目1	大宮区桜木町1丁目11	-	-	-	0
25	けやき通北線	大宮区吉敷町	大宮区吉敷町	100	100	100	21
26	けやき通東線	大宮区吉敷町	大宮区吉敷町	-	-	-	0
27	けやき通中央線	大宮区吉敷町	大宮区吉敷町	-	-	-	0
28	加茂宮広路線	北区植竹町	北区宮原町	100	100	100	24

表 2-4-13 道路交通騒音測定結果(平成 22 年度)

番号	路線名	測定値(dB)		要請限度※2	
		昼間	夜間	昼間	夜間
1	大谷本郷さいたま線	60	54	○※1	○
2	大谷本郷さいたま線	67	60	○	○
6	上野さいたま線	68	62	○	○
7	蒲生岩槻線	70	66	○	○
9	南浦和越谷線	70	64	○	○
14	大野島越谷線	71	68	○	○
17	大間木蕨線	65	61	○	○
18	大和田停車場線	66	60	○	○
		超過区分数		0	0

※1 ○:要請限度を達成、×:要請限度を非達成

※2 幹線交通を担う道路に近接する空間の自動車騒音の要請限度は、昼間(午前6時~午後10時)75dB、夜間(午後10時~午前6時)70dB

表 2-4-14 道路交通振動測定結果(平成 22 年度)

番号	路線名	測定値(dB)		要請限度※2	
		昼間	夜間	昼間	夜間
1	大谷本郷さいたま線(第1種区域)	37	29	○※1	○
2	大谷本郷さいたま線(第2種区域)	44	36	○	○
6	上野さいたま線(第1種区域)	47	39	○	○
7	蒲生岩槻線(第1種区域)	54	45	○	○
9	南浦和越谷線(第1種区域)	38	30	○	○
14	大野島越谷線(第1種区域)	47	39	○	○
17	大間木蕨線(第1種区域)	45	40	○	○
18	大和田停車場線(第1種区域)	45	35	○	○
		超過区分数		0	0

※振動測定値は80%レンジ上端値(L10)です。

※1 ○:要請限度を達成、×:要請限度を非達成

※2 道路交通振動の要請限度は、第1種区域昼間(午前8時~午後7時)65dB、第1種区域夜間(午後7時~午前8時)60dB、第2種区域昼間(午前8時~午後7時)70dB、第2種区域夜間(午後7時~午前8時)65dB

イ)課題

平成 22 年度の調査をもって 6 カ年計画のすべてが終了し、平成 23 年度から新たに 5 カ年計画で市内の高速自動車国道、一般国道、県道及び 4 車線以上の市道について調査を実施します。道路構造や交通量等の変化に対応するため、定期的に自動車騒音・道路交通振動の状況を把握し、騒音、振動公害の予防に向け、道路の適正な維持管理や道路構造の見直し、低騒音舗装や防音壁等の整備を推進する必要があります。

(2)個別施策の実施状況と課題

■次世代自動車普及促進対策補助事業

事業内容	次世代自動車の普及促進を図るため、EV、天然ガス自動車等の次世代自動車を導入する事業者に対して、導入費用の一部を補助しています。		
主な成果	次世代自動車普及促進対策補助事業		
		平成 21 年度	平成 22 年度
	補助実績台数	5 台	32 台
	補助実績額	1,045,000 円	9,906,000 円
目標との整合・今後の課題	さいたま市による次世代自動車普及促進対策補助事業は、業務用車が主な対象であり、事業の認知度も低いと考えられます。 今後、市民、事業者への周知をより一層進め、次世代自動車の普及を図っていきます。 なお、本事業では、次世代自動車の普及促進を図るため、既存の低公害車普及対策補助に加え、平成 22 年度から電気自動車普及促進対策補助制度を創設し、補助金を交付しました。		

■交通政策事業

事業内容	交通量対策として、都心部などに集中する車の総量を減らし、市内各地で発生している慢性的な渋滞の緩和を図るため、「かしこい車の使い方」の普及・啓発などソフト施策を実施します。 また、交通流対策として、都心部での駐車場探しによるうろつき交通の削減や、荷捌き車両などの路上駐車削減などにより、交通の円滑化を図ります。
主な成果	さいたま SMART プランに基づくソフト施策として、平成 22 年 9 月に「さいたまカーフリーデー2010」を実施しました。9 月 18 日（土）にはカーフリーデーPR イベントを、21 日（火）にはノーマイカーデーを行いました。 また、都心部における交通流の円滑化を図るため、駐車場案内システムの運用や IT 化導入により、インターネットを活用した駐車場満空情報の提供など駐車場利用者の利便性向上を図りました。
目標との整合・今後の課題	交通政策事業については総合都市交通体系マスタープランに示された各種の交通施策の実現を図ることとなります。

■都市計画道路の整備(広域幹線道路の整備)

事業内容	市内各地で発生している慢性的な交通渋滞を緩和するため、骨格となる多車線道路や弱い東西方向の道路整備を重点的かつ計画的に推進しています。 これにより、自動車からの排出ガスによる浮遊粒子状物質（SPM）や、地球温暖化の原因となる二酸化炭素の排出抑制につながっていきます。
主な成果	平成 22 年度には、1.7km の都市計画道路を整備し、都市計画道路の整備率（計画された都市計画道路の延長合計に対する、整備済みの道路延長）は、平成 21 年度の 45.2%から 45.8%に増加しました。
目標との整合・今後の課題	都市計画道路の整備率は他の政令指定都市に比べると低い水準にあり、今後とも、交通渋滞の早期解消に向け、効率的・効果的な都市計画道路の整備を進める必要があります。

■違法駐車防止対策事業

事業内容	違法駐車等防止条例に基づき、違法駐車重点地域等において交通関係団体と連携し、違法駐車防止啓発活動を行います。 これにより、交通渋滞の緩和、交通事故防止を推進していきます。
主な成果	啓発品配布による違法駐車防止対策事業を実施しました。
目標との整合・今後の課題	警察による駐車監視員の導入により違法駐車が大幅に減少していることから、市が行う事業のあり方及びより効果的な啓発方法の検討が必要です。

■道路の街路樹の整備

事業内容	都市計画道路の整備に合わせ、大気浄化や防火の機能を果たす沿道緑化を進めました。												
主な成果	平成 22 年度は、1.7km の都市計画道路の整備にあわせて、高木・中木を 178 本、低木を 775.4 m ² 植栽しました。 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th></th> <th>高木・中木</th> <th>低木</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成 20 年度末の街路樹管理状況</td> <td>30,992 本</td> <td>210,921 m²</td> </tr> <tr> <td>平成 21 年度末の街路樹管理状況</td> <td>31,096 本</td> <td>212,296 m²</td> </tr> <tr> <td>平成 22 年度末の街路樹管理状況</td> <td>31,274 本</td> <td>213,071 m²</td> </tr> </tbody> </table>		高木・中木	低木	平成 20 年度末の街路樹管理状況	30,992 本	210,921 m ²	平成 21 年度末の街路樹管理状況	31,096 本	212,296 m ²	平成 22 年度末の街路樹管理状況	31,274 本	213,071 m ²
	高木・中木	低木											
平成 20 年度末の街路樹管理状況	30,992 本	210,921 m ²											
平成 21 年度末の街路樹管理状況	31,096 本	212,296 m ²											
平成 22 年度末の街路樹管理状況	31,274 本	213,071 m ²											
目標との整合・今後の課題	街路樹は、特に都心部において、貴重な緑となっていることから、道路整備にあわせた街路樹の植栽を今後も進めます。 街路樹の維持管理には多大な経費を要することから、維持管理の容易な樹種の選定や市民参加による維持管理の推進などを検討する必要があります。												

1.3 重点施策事業の実施状況及び評価と課題

(1)さいたま市交通環境プランの推進

ア)実施状況及び評価

「さいたま市交通環境プラン」は、環境基本計画の施策体系「さわやか青空プロジェクト」の実施計画として位置づけられ、市民、事業者、行政の協働により環境にやさしいまちづくりをめざすものです。

平成 22 年度は同プランに基づいて、重点施策である低公害車の普及促進や、九都県市を通じて行う広域的施策を積極的に推進しました。

「さいたま市交通環境プラン」の目標である「二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の環境基準早期達成」については、平成 18 年度から引き続き自排局において全地点で環境基準を達成しました。

また、平成 22 年度は交通環境プランの中間目標年度のため、新しく地球温暖化対策の視点などを加え、「自動車から公共交通機関等への転換」「次世代自動車の普及推進」「エコドライブの推進」を重点施策として、交通環境プランを改訂しました。

表 2-4-15 施策評価指標の推移

指標	16 年度	17 年度	18 年度	19 年度	20 年度	21 年度	22 年度	目標値 (年度)
二酸化窒素計測の有効局数	4	6	6	6	6	6	6	
二酸化窒素に係る環境基準達成局数	4	6	6	6	6	6	6	
二酸化窒素に係る環境基準達成率 (%)	100	100	100	100	100	100	100	100 (平成 32 年度)
対前年度比	基準年度	○	○	○	○	○	○	
対年度目標値比	基準年度	○	○	○	○	○	○	
浮遊粒子状物質計測の有効局数	4	6	6	6	6	6	6	
浮遊粒子状物質に係る環境基準達成局数	3	5	6	6	6	6	6	
浮遊粒子状物質に係る環境基準達成率 (%)	75.0	83.3	100	100	100	100	100	100 (平成 32 年度)
対前年度比	基準年度	○	○	○	○	○	○	
対年度目標値比	基準年度	○	○	○	○	○	○	

評価基準

【対前年度比】○：目標を達成している。あるいは前年度より目標に近づいている。△：前年度と変わらない。×：前年度より悪化している。

【対年度目標値比】○：年度目標値を達成している。△：年度目標値との差が、年度目標値の 50%以内である。×：年度目標値との差が、年度目標値の 50%を超えている。

イ)課題

引き続き全地点で環境基準を達成します。

(2)総合都市交通体系の確立

ア)実施状況及び評価

本市の交通の長期的な基本方針を示したさいたま SMART プラン（総合都市交通体系マスタープラン：平成 16 年 10 月策定）に基づき、各種交通施策を実施しています。

特にマイカーから、環境にやさしい公共交通や自転車等への利用転換を促す交通需要マネジメントとして、毎年 9 月に「さいたまカーフリーデー」を実施しています。

また、平成 21・22 年度には、本市の喫緊の交通課題に対応するため、今後 10 年間に実施すべき施策をとりまとめた「さいたま市都市交通戦略」を策定しました。

イ)課題

今後、高齢化社会の到来など、社会情勢の変化に対応した総合的な交通施策の実施が必要となります。

(3)次世代自動車導入の推進

【九都県市自動車排出ガス対策の推進】

さいたま市は、首都圏の1都3県及び他の4政令指定都市と協力・連携しながら、低公害車・低排出ガス車の指定及び普及促進など、自動車排出ガスの削減に取り組んでいます。

【次世代自動車の率先導入】

ア)実施状況及び評価

本市自らの取組としては、EV、天然ガス自動車、ハイブリッド自動車を次世代自動車と位置付け、特別な用途の車両を除き、公用車の買い替えに際して、次世代自動車への計画的な転換を進めています。

本市が所有している公用車（消防車、給水車など特別な用途の車両を除く）は平成22年度には782台(総台数1,132台)で、このうち229台が次世代自動車であり、次世代自動車導入率は29.3%でした。

本市では、公用車への次世代自動車導入率を平成24年度までに76.1%、平成25年度までに100%とすることを目指しています。

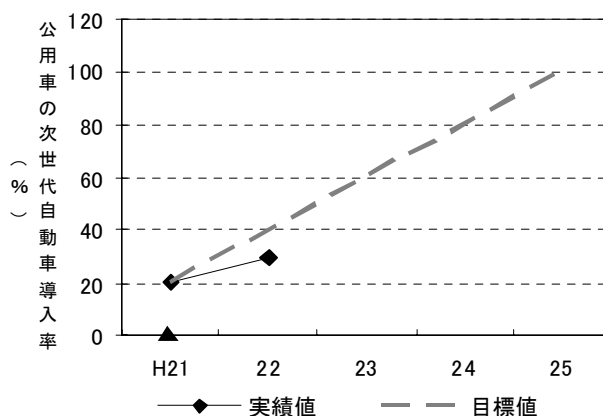


図 2-4-8 公用車の次世代自動車導入率の推移

表 2-4-16 施策評価指標の推移(1)

指標	21年度	22年度	目標値(年度)
全公用車台数(台)	1,129	1,132	
特別な用途の車両を除いた公用車台数(台)	797	782	
次世代自動車台数(台)	165	229	
次世代自動車導入率(%)	20.7	29.3	100(平成25年度)
対前年度比	基準年度	○	
対年度目標値比	基準年度	△	

評価基準

【対前年度比】○：目標を達成している。あるいは前年度より目標に近づいている。△：前年度と変わらない。×：前年度より悪化している。

【対年度目標値比】○：年度目標値を達成している。△：年度目標値との差が、年度目標値の50%以内である。×：年度目標値との差が、年度目標値の50%を超えている。

イ)課題

引き続き公用車への次世代自動車の率先導入を推進していきます。

【市民・事業者の次世代自動車導入支援】

ア)実施状況及び評価

市民や事業者による次世代自動車の導入を支援するため、本市では平成15年度から「低公害車普及促進対策補助金」制度を設けています。また、平成22年度からは、「電気自動車普及促進対策補助金、電気自動車用充電施設整備補助金」制度を創設しています。

補助対象は、主として一般乗合旅客自動車運送事業者、一般貨物自動車運送事業者、第二種貨物利用運送事業者、自動車リース事業者などが使用する、EV、天然ガス自動車及びハイブリッドのトラック・バス（天然ガス自動車については自家用車両の申請も可能）です。

市域の次世代自動車登録台数の目標は、平成24年度までに12,000台と設定しています。なお、平成22年度末の登録台数は14,014台となり、目標を2年前倒して達成しました。

また、次世代自動車の普及促進を図るため、環境フォーラムでのブース出展を行いました。

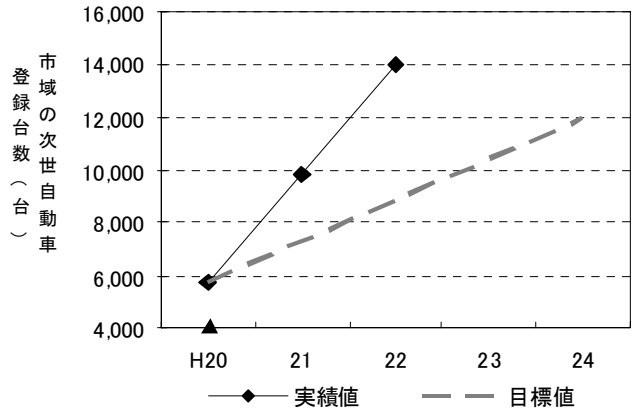


図 2-4-9 市域の次世代自動車登録台数の推移(再掲)

表 2-4-17 施策評価指標の推移(2)(再掲)

指標	20年度	21年度	22年度	目標値(年度)
市域の次世代自動車登録台数(台)	5,749	9,875	14,014	12,000(平成24年度)
対前年度比	基準年度	○	○	
対年度目標値比	基準年度	○	○	

評価基準

【対前年度比】○: 目標を達成している。あるいは前年度より目標に近づいている。△: 前年度と変わらない。×: 前年度より悪化している。

【対年度目標値比】○: 年度目標値を達成している。△: 年度目標値との差が、年度目標値の50%以内である。×: 年度目標値との差が、年度目標値の50%を超えている。

イ)課題

引き続き市民、事業者への次世代自動車の導入を支援していきます。

(4)アイドリングストップの徹底

ア)実施状況及び評価

平成22年度は、環境イベントや九都県市のディーゼル規制一斉取組などにおいて、市民、事業者にアイドリングストップを呼びかけました。

また、開発行為の事前協議において、開発行為の申請者に対し、アイドリングストップの徹底を呼びかけました。

イ)課題

平成21年度から「さいたま市生活環境の保全に関する条例」でアイドリングストップの実施を規定しており、引き続き徹底を呼びかけていきます。

[参考]

平成 22 年度の現況評価及び施策評価は、前計画で設定した指標を用いて行っています。

改訂計画では、平成 21 年度の現況値を基に新たに施策項目毎の指標と数値目標を設定し、平成 23 年度以降の進捗状況を評価することとしています。

参考に、改訂計画で設定した指標及び数値目標と、平成 21 年度及び平成 22 年度の現況値を比較した結果について以下に示します。

表 2-4-18 改訂計画で定めた「大気環境の保全」の指標

指標	単位	平成 21 年度	平成 22 年度	目標値 (平成 32 年度)
一般局における大気汚染に係る環境基準達成率(二酸化硫黄、二酸化炭素、一酸化炭素、浮遊粒子状物質)	%	100	100	100
自排局における大気汚染に係る環境基準達成率(二酸化硫黄、二酸化炭素、一酸化炭素、浮遊粒子状物質)	%	100	100	100
有害大気汚染物質に係る環境基準達成率(ベンゼン、ジクロロメタン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン)	%	100	100	100
光化学オキシダントの原因物質の濃度(非メタン炭化水素(午前6時から9時)の年平均値)	ppmC	0.26	0.24	0.20
次世代自動車登録台数【再掲】	台	9,875	14,014	12,000 (平成 24 年度)

《エコ・ラム8》エコドライブのすすめ

自動車に乗る方が環境への負荷を低減させる取組としてエコドライブがあります。

エコドライブには、急なアクセルを踏み込まない加減速の少ない運転をする、エアコンの使用を抑える、アイドリングストップを行う、不要な荷物は積まないなどがあります。

エコドライブを実践することで、燃費は約 15%良くなるといわれています。通勤やドライブにガソリン車を使用している人が、月に 1,200km 走行し、エコドライブを行うことで 1ℓ 当たりの走行距離が 15.5km/ℓ から 17.9km/ℓ に改善されたとすると、ガソリンの消費量は 10.38ℓ も減らすことができます。ガソリン 1ℓ を 130 円とすると、1 ヶ月で約 1,350 円、1 年間では約 16,200 円も得することになります。

また、エコドライブは急発進や急ブレーキを控えるため、自然と安全運転につながる運転方法です。環境にも、お財布にも、人にもやさしいエコドライブ。あなたもさっそく取り組んでみてはいかがでしょうか。

(参考：九都県市あおぞらネットワークホームページ <http://www.9taiki.jp/eco/index.html>)

2 水環境の保全

2.1 水質汚濁防止対策の推進

(1) 現況及び評価と課題

ア) 現況及び評価

公共用水域については、河川の利用目的に応じて類型が指定されており、類型ごとに水素イオン濃度（pH）、生物化学的酸素要求量（BOD）、浮遊物質（SS）、溶存酸素量（DO）等について環境基準が定められています。

さいたま市では、これらの項目について市内を流れる鴨川、芝川、元荒川、綾瀬川等の10河川23地点で常時監視を行っています。

そのうち、環境基準が設定されている5河川における平成22年度の公共用水域の環境基準達成率は93.0%で、前年（90.2%）と比べ横ばい傾向にあります。なお、カドミウム、シアン等、健康項目の環境基準については、1,2-ジクロロエタンの超過（環境基準0.0040mg/lのところ、年平均0.0085mg/l）がみられました。その他の地点においては、全項目においては年平均値で環境基準を達成しました。

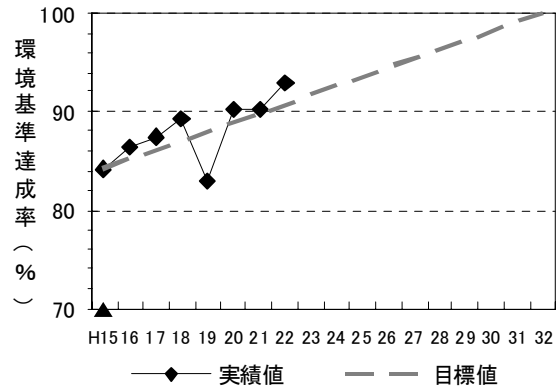


図 2-4-10 環境基準の達成率の推移

表 2-4-19 現況評価指標の推移

指標	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	目標値 (年度)
公共用水域の環境基準の達成率(生活環境項目)(%)	84.1	86.4	87.5	89.3	83.0	90.2	90.2	93.0	100 (平成32年度)
対前年度比	基準年度	○	○	○	×	○	△	○	
対年度目標値比	基準年度	○	○	○	△	○	○	○	

評価基準

【対前年度比】○：目標を達成している。あるいは前年度より目標に近づいている。△：前年度と変わらない。×：前年度より悪化している。

【対年度目標値比】○：年度目標値を達成している。△：年度目標値との差が、年度目標値の50%以内である。×：年度目標値との差が、年度目標値の50%を超えている。

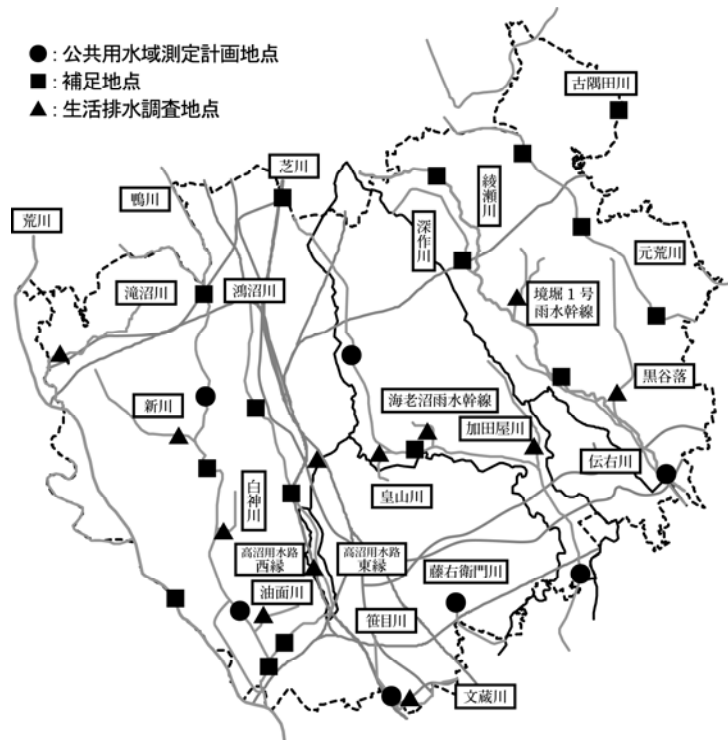


図 2-4-11 河川水質調査地点

表 2-4-20 公共用水域の環境基準の達成状況(生活環境項目)

水域	荒川		鴨川		芝川		綾瀬川		元荒川		全体	
	測定地点数	1	5	4	3	3	16					
測定項目	m/n※1	達成率 (%)	m/n	達成率 (%)	m/n	達成率 (%)	m/n	達成率 (%)	m/n	達成率 (%)	m/n	達成率 (%)
水素イオン濃度(pH)	12/12	100	60/60	100	48/48	100	36/36	100	36/36	100	192/192	100
生物学的酸素要求量(BOD)	11/12	91.7	36/60	60.0	48/48	100	29/36	80.6	36/36	100	160/192	83.3
浮遊物質(SS)	12/12	100	59/60	98.3	48/48	100	35/36	97.2	36/36	100	190/192	99.0
溶存酸素量(DO)	10/12	83.3	48/60	80.0	48/48	100	33/36	91.7	33/36	91.7	172/192	90.0
全体	45/48	93.8	203/240	84.6	192/192	100	133/144	92.4	141/144	97.9	714/768	93.0

※1 m:環境基準に適合した検体数 n:総検体数 達成率(%):m/n×100

※2 BOD:本来 BOD の環境基準は BOD75%値(年間の BOD 測定値を低い順に並べて 75%目に相当する値)で評価するものですが、ここでは他の項目とあわせるため測定値ごとの評価を行っています。

イ)課題

今後、水質汚濁の改善のためには、公共下水道未整備地区の工場・事業場への監視や指導、公共下水道の早期整備、合併処理浄化槽の普及促進、雑木林や屋敷林の保全、市民、事業者、市のパートナーシップによる河川沿線のクリーン作戦の実施などが必要です。また、水生生物の生息の視点からの水質保全についても検討していく必要があります。なお、ダイオキシン類などによる汚染についても発生源の究明や対策が重要になっています。

また、河川管理者や流域周辺市町村との連携した対策も必要です。

(2) 個別施策の実施状況と課題

■浄化槽の適正な維持管理の指導実施

事業内容	公共下水道未整備地域において、合併処理浄化槽の普及と適正な維持管理の確保に努めます。
主な成果	合併処理浄化槽の普及と適正な維持管理の確保に努めました。
目標との整合・今後の課題	今後より一層の浄化槽人口の減少を見据えた生活排水処理計画の策定、下水道の整備と浄化槽の適正な維持管理が重要視されます。

■排水に関する工場・事業場への立入検査の実施

事業内容	工場・事業場の排水水質の監視、生活排水が流入する小河川などの水質の監視、水質異常事故への対応と予防のための啓発を実施しました。										
主な成果	排水の水質が法・条例により規制されている事業場に対し、基準遵守状況などをふまえて効果的な立入検査を実施しました。対象 192 事業場へ延べ 206 回の立入検査、延べ 171 回の排水検査を行いました。その結果、排水基準適合率は 87.7%でした。										
	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成 19 年度</th> <th>平成 20 年度</th> <th>平成 21 年度</th> <th>平成 22 年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>事業場の排水基準適合率</td> <td>90.3%</td> <td>89.5%</td> <td>84.1%</td> <td>87.7%</td> </tr> </tbody> </table>		平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	事業場の排水基準適合率	90.3%	89.5%	84.1%	87.7%
	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度							
事業場の排水基準適合率	90.3%	89.5%	84.1%	87.7%							
目標との整合・今後の課題	事業場の排水水質の監視については、市域の拡大を受け、立入検査の調査計画をたてるなど、さらに効率的な調査実施、排水基準不適合事業場の早期改善が重要となっています。										

■東京湾水質汚濁負荷量総量規制制度に基づく、特定事業場から排出される汚濁負荷量の報告受理

事業内容	工場・事業場の排水水質の監視、生活排水が流入する小河川などの水質の監視、水質異常事故への対応と予防のための啓発を実施しました。
主な成果	東京湾に流入する汚濁負荷量を規制する総量規制制度により、特定事業場から排出される汚濁負荷量の報告を 52 件受理し、埼玉県に報告しました。

■生活排水が流入する小河川・雨水幹線の水質調査の実施

事業内容	工場・事業場の排水水質の監視、生活排水が流入する小河川などの水質の監視、水質異常事故への対応と予防のための啓発を実施しました。
主な成果	市内の 12 の小河川・雨水幹線で BOD の調査を行いました。

■有害物質等の流出事故対策の実施

事業内容	工場・事業場の排水水質の監視、生活排水が流入する小河川などの水質の監視、水質異常事故への対応と予防のための啓発を実施しました。										
主な成果	平成 22 年度に発生した水質異常事故は 16 件で平成 21 年度 26 件に比べ減少しました。原因が特定できた件数は 4 件で、そのうち 3 件の原因者に改善指導を行いました。										
	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成 19 年度</th> <th>平成 20 年度</th> <th>平成 21 年度</th> <th>平成 22 年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>水質異常事 件数</td> <td>16 件</td> <td>32 件</td> <td>26 件</td> <td>16 件</td> </tr> </tbody> </table>		平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	水質異常事 件数	16 件	32 件	26 件	16 件
	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度							
水質異常事 件数	16 件	32 件	26 件	16 件							
目標との整合・今後の課題	水質異常事故に関しては、暗渠からの油の流入等、原因者の特定が技術的にも困難な状況にあり、効果的な追跡方法の確立が必要です。引き続き原因者の特定に努め、事故防止や改善指導を行います。										

■ゴルフ場の農薬検査

事業内容	工場・事業場の排水水質の監視、生活排水が流入する小河川などの水質の監視、水質異常事故への対応と予防のための啓発を実施しました。
主な成果	ゴルフ場で使用される農薬による周辺環境や公共用水域に及ぼす影響を調査するため、市内 5 カ所のゴルフ場調整池等の残留農薬について、9 検体 14 種類の農薬を対象に調査を実施したところ、すべてのゴルフ場において農薬は検出されませんでした。

2.2 生活排水対策の推進

(1) 現況及び評価と課題

ア) 現況及び評価

生活環境の改善、公共用水域の水質保全等を目的に、公共下水道の整備を推進し、下水道計画区域内における公共下水道普及率の向上を図っています。

平成 22 年度末の公共下水道普及率は 87.9% で、前年と比べ 1.3 ポイント向上して、目標とする平成 24 年度末における普及率 90% に近づいています。

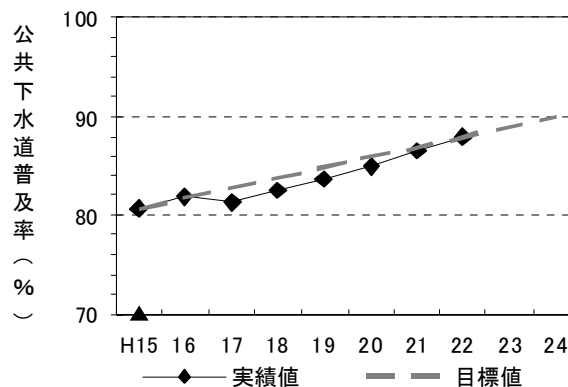


図 2-4-12 公共下水道普及率の推移

(2) 個別施策の実施状況と課題

■ 合流式下水道緊急改善事業の実施

事業内容	平成 22 年度は、21 年度に見直しを行った合流式下水道緊急改善計画に基づき、分流式下水道並みの水質を確保するため、雨水貯留施設の整備を行い、雨水吐口からごみ類流出を防止するため、きょう雑物除去施設の設置を進めました。
主な成果	合流式下水道緊急改善計画に基づき、市内 2 カ所の雨水吐口について、ごみを除去するきょう雑物除去施設を設置し、市内全 23 箇所の整備が完了しました。
目標との整合・今後の課題	平成 25 年度末までに市内全雨水吐口の 23 カ所にきょう雑物除去施設を設置する計画となっており、平成 22 年度末で整備は全て完了しました。また、平成 25 年度末までに 7 箇所の雨水貯留施設を整備する計画となっており、平成 22 年度においては、白幡 2 号幹線、下落合 7 号幹線、大門浅間 7 号幹線の整備を進めています。

■ 合併処理浄化槽の普及促進(合併処理浄化槽の新設、単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換に対し、経費の一部の補助を実施)

事業内容	公共下水道未整備地域については、昨年度に引き続き、合併処理浄化槽の普及と適正な維持管理の確保に努めました。
主な成果	合併処理浄化槽の普及促進のため、新設 132 基、単独処理浄化槽又は汲取り便槽からの転換 5 基に対し経費の一部補助を実施しました。
目標との整合・今後の課題	浄化槽の転換については、転換促進に重点を置いた補助を行うなどの工夫が必要と考えられます。

2.3 水循環の保全・再生

(1) 現況及び評価と課題

ア) 現況及び評価

環境保全から見た健全な水循環とは、降雨が河川水又は地下水となり海域に流入する自然の水循環が質・量ともに維持されること、河川や湖沼における水質の自然浄化能力が維持・回復されること、河川水や地下水を人々の生活や産業が利用し浄化して自然の水循環に返していくプロセスが自然環境に与える影響をできる限り小さくすることなどが含まれると考えられます。

都市では雨水が地面に浸透せず、下水管などに直接流れ込む比率が高くなります。さらに地下水が多量に利用されると、地下水位の低下が起きやすくなり、湧水の消失や河川水位の低下、長期的な植生の変化につながる可能性があります。

水循環の現況の指標として、市域に占める雨水浸透が可能な面積の比率をとりあげます。雨水浸透が可能な面積は、本来土地の被覆状況から算出するものですが、毎年の調査が行われていません。そこで、毎年得られる「地目別土地利用面積」の値を用いて、推定値を算出しました。

算出は、地目の「宅地」「その他」は平均して30%が、「雑種地」は平均して20%が、建物や舗装で覆われていない雨水浸透可能面積と推定しました。

この内容を基に平成22年度分を算出したところ、雨水浸透面積率（推定）は46.7%になりました。旧岩槻市分を含めた平成17年度算出値より、約1.4ポイント減少しています。今後、この数値を大きく減少させることなく、健全な水循環をもつ都市形成を進めることが望まれます。

なお、さいたま市では今後も都市的土地利用が拡大することが予想されるため、できるだけ早く、より適切な指標に変更して評価することが必要です。指標の候補としては、湧水の箇所数、主な湧水地の湧水量、雨水浸透枘（マス）等の雨水浸透施設の設置箇所数が考えられます。

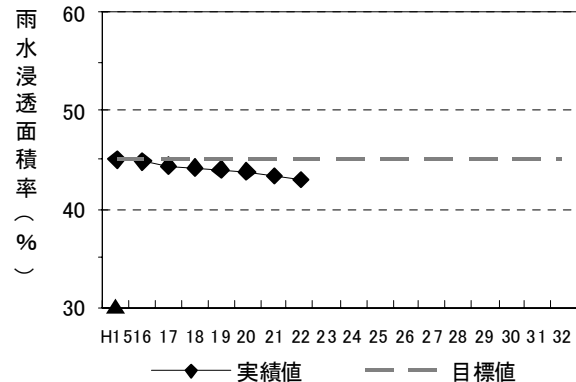


図 2-4-13 雨水浸透面積率(推定)の推移

表 2-4-21 現況評価指標の推移

指標	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	目標値(年度)
雨水浸透面積率(推定)(%)	45.1	44.8	44.4 (48.1)	44.2 (47.9)	43.9 (47.6)	43.7 (47.4)	43.4 (47.1)	43.0 (46.7)	45.1 (平成32年度)
対前年度比	基準年度	△	△	△	△	△	△	△	
対年度目標値比	基準年度	△	△	△	△	△	△	△	

※下段()は岩槻区分を含んだ数値
評価基準

【対前年度比】○: 目標を達成している。あるいは前年度より目標に近づいている。△: 前年度と変わらない。×: 前年度より悪化している。

【対年度目標値比】○: 年度目標値を達成している。△: 年度目標値との差が、年度目標値の50%以内である。×: 年度目標値との差が、年度目標値の50%を超えている。

イ) 課題

雨水浸透面積率は低下傾向にあることなどから、健全な水循環の再生に向け、建物や舗装で覆われていない雨水浸透可能面積の保全、拡大に努めるとともに、透水性舗装や雨水浸透枘の整備など、雨水の地下浸透を促進する必要があります。

(2) 個別施策の実施状況と課題

■地下水の揚水規制と利用の抑制

事業内容	事業場による地下水の揚水については、関係法令による許可や届出による監視を行っています。
主な成果	地下水の揚水について、関係法令による許可や届出による監視を行っています。許可・届出は333事業場から出ており、635本の井戸があります。
目標との整合・今後の課題	さいたま市内の事業者などによる地下水採取に係る無届井戸等が存在するため、引き続き実態把握と監視に努めます。



■雑用水利用促進事業、雨水など上水道以外の水源を雑用水として利用することの促進

事業内容	さいたま市では、健全な水循環を保全・再生することを目指して、雨水の利用などによる上水道使用量の抑制、水を大切に使う必要性に関する啓発活動などに取り組んでいます。
主な成果	一日あたりの最大給水計画量が130m ³ を越えるホテル・ショッピングセンターなどに対し、手洗い用水などの処理水や雨水をトイレ洗浄や植栽への散水に利用するようお願いしています。なお、平成22年度は雑用水の利用の対象となる開発事業がありませんでしたので、雑用水の利用は前年と同じく推移しました。
目標との整合・今後の課題	大規模な開発・給水を計画する事業者に対し、水の有効利用を図るために雑用水などの利用について理解を深めていただき、導入を検討するよう協議を行っています。しかし、雑用水の利用にかかる施設の整備や維持管理の費用負担が伴うことから事業者の同意を得ることは困難が伴い、今後の取組の課題となっています。

■環境保全政策推進事業

事業内容	雨水の地下浸透や水資源の有効利用に配慮し、水の循環の健全化を図っています。
主な成果	平成22年度の実績として、さいたま市内の小学校（栄小学校）1校に雨水貯留タンクを設置し、計4校に設置しました。
目標との整合・今後の課題	雨水貯留タンクの設置を小学校等の施設のモデル事業としてだけで終わらず、市民の共通の財産である豊かな水環境の創造に向けた政策展開に結びつけていかななくてはなりません。

■水環境保全意識啓発事業（小学校水道教室と公民館水道講座の開催）

事業内容	さいたま市では、健全な水循環の保全・再生を目指して、雨水の利用などによる上水道使用量の抑制、水を大切に使う必要性に関する啓発活動などに取り組んでいます。また、「さいたま市水道事業長期構想」（平成16年度策定）を踏まえ、「水道環境基本理念とその方針」（平成17年度策定）に基づき、学校教育等における水資源の大切さの認識の増進を図るなど、「環境に配慮したやさしい水道」を構築していきます。
主な成果	<p>小学校の水道教室50校5,474人、公民館の講座4館134人、延べ5,608人を対象に、節水意識の高揚、川を汚さない工夫など水環境の保全意識の向上を図りました。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;">   </div> <p style="text-align: center;">小学校水道教室 公民館水道講座</p>
目標との整合・今後の課題	近年小学生の環境への意識が高まっていることから、小学校水道教室は成果を得ており、今後も引き続き内容を検討しながら事業を進めていきます。

■市で実施する工事における透水性舗装の推進

事業内容	さいたま市では、都市化に伴う浸水被害の軽減や雨水の地下還元を促進するため、市で実施する工事において、舗装を行う場合は積極的に透水性のある舗装などを採用するよう取り組んでいます。
主な成果	市で実施する工事で舗装を行う際には、できるだけ透水性舗装等の透水性のあるものを採用することとし、雨水の地下還元の促進を図りました。
目標との整合・今後の課題	公共施設敷地内の雨水の地下還元のさらなる促進を図ります。

■雨水再生水の利用に関する啓発(打ち水大作戦の実施)

事業内容	さいたま市では、健全な水循環を保全・再生することを目指して、雨水の利用などにより、水を大切に使う必要性に関する啓発活動などに取り組んでいます。
主な成果	下水道部では、雨水再生水の利用をPRするため、8月3日(火)12時30分、14時からの2回、さいたま新都心駅西口歩行者デッキ上にて打ち水体験を行い、同時に、ポンプを使った井戸水の汲み上げ体験、下水処理における処理水中の微生物の顕微鏡観察コーナーの設置、路面温度の測定を行いました。また、下水道施設(上落合地下水調整池)の見学会を同時に行いました。
目標との整合・今後の課題	雨水再生水の利用に関する啓発事業については、平成23年度以降も、大都市下水道事業者や関係機関の取組との整合を保ちつつ継続して行う予定です。

2.4 重点施策事業の実施状況及び評価と課題

(1)さいたま市水環境プランの推進

ア)実施状況及び評価

水環境への負荷を低減するとともに、豊かで安定した水量を確保し、生物の生息空間としての水辺環境の再生を図るため、平成17年度に「さいたま市水環境プラン」を策定しました。

平成22年度には、水環境プラン推進庁内検討部会を開催し、関連各課の進捗状況を確認し、進行管理を行いました。

表 2-4-22 施策評価指標の推移

指標	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	目標値(年度)
水環境プランの策定状況(終了)	—	順調に進捗	策定完了	順調に進捗	順調に進捗	順調に進捗	順調に進捗	順調に進捗	望ましい水環境の実現(平成32年度)
対前年度比	基準年度	○	○	—	—	—	—	—	
対年度目標値比	基準年度	○	○	—	—	—	—	—	

評価基準

【対前年度比】○:目標を達成している。あるいは前年度より目標に近づいている。△:前年度と変わらない。×:前年度より悪化している。

【対年度目標値比】○:年度目標値を達成している。△:年度目標値との差が、年度目標値の50%以内である。×:年度目標値との差が、年度目標値の50%を超えている。

イ)課題

望ましい水環境の実現に向け、「さいたま市水環境プラン」に基づき各種施策を推進していきます。

(2)公共下水道の整備・促進

ア)実施状況及び評価

生活環境の改善、公共用水域の水質保全などを目的に、公共下水道の整備を推進し、下水道計画区域内における公共下水道普及率の向上を図っています。

平成22年度末の公共下水道普及率は87.9%で、前年と比べ1.3ポイント向上して、目標とする普及率90%に近づいています。

市民に快適な生活環境を提供するため、今後も公共下水道の整備を推進します。

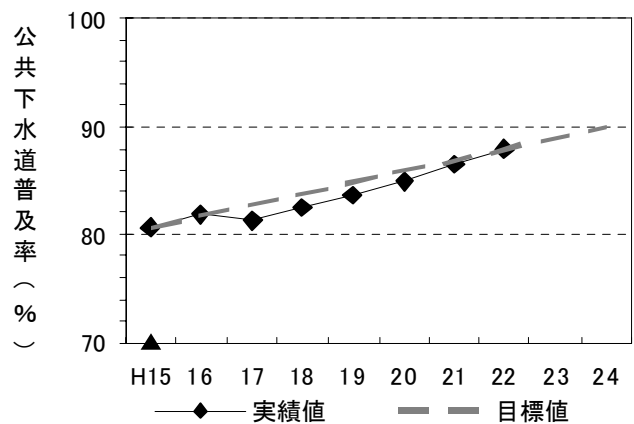


図 2-4-14 公共下水道普及率の推移(再掲)

表 2-4-23 施策評価指標の推移

指標	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	目標値(年度)
公共下水道普及率 (%)	80.7 (79.1)	81.9 (80.2)	81.3	82.4	83.7	85.0	86.6	87.9	90.0 (平成24年度)
対前年度比	基準年度	○	△	○	○	○	○	○	
対年度目標値比	基準年度	△	△	△	△	△	△	○	

※()は岩槻区分を含んだ数値

評価基準

【対前年度比】○: 目標を達成している。あるいは前年度より目標に近づいている。△: 前年度と変わらない。×: 前年度より悪化している。

【対年度目標値比】○: 年度目標値を達成している。△: 年度目標値との差が、年度目標値の50%以内である。×: 年度目標値との差が、年度目標値の50%を超えている。

イ) 課題

平成24年度末の公共下水道普及率90%達成に向け、今後も公共下水道の整備を推進します。

(3) 合流区域対策の推進

ア) 実施状況及び評価

近年発生している局地的な集中豪雨により、合流式下水道区域では下水管に流入する雨水が増大して浸水被害が発生しています。また、下水管に大量の水が流入した際に、雨水吐口から未処理水が河川に放流されて水質汚濁を招くことなどが問題となっています。

そこで、こうした被害の対策として、雨水の貯留管を敷設して浸水の軽減を図るとともに、一時的に貯留した未処理水を晴天時に処理場へ排水することによって、河川等における汚濁負荷量の低減を図っています。

平成22年度は、昨年度に引き続き南浦和2号幹線(計画貯留量40,000m³)及び白幡2号幹線(計画貯留量24,600m³)の整備を進め、新たに下落合7号幹線(計画貯留量13,300m³)、大門浅間7号幹線(計画貯留量2,900m³)などの整備に着手しました。

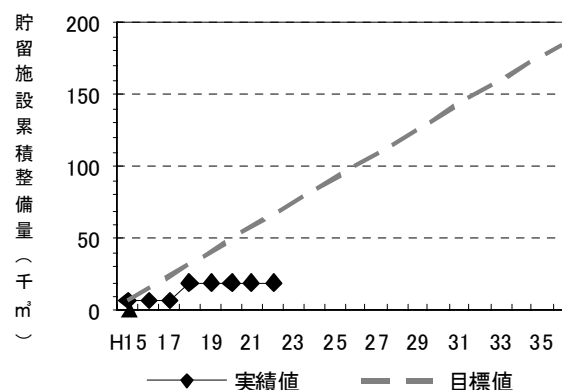


図 2-4-15 合流区域内の貯留施設累積整備量の推移

表 2-4-24 施策評価指標の推移

指標	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	目標値(年度)
合流式下水道区域内の貯留施設累積整備量(補完管きよ)(m ³)【浸水対策】	6,300	6,300	6,300	19,100	19,100	19,100	19,100	19,100	185,000 (平成36年度)
対前年度比	基準年度	△	△	○	△	△	△	△	
対年度目標値比	基準年度	×	×	△	×	×	×	×	
合流式下水道改善率(%) 【水質対策】							0	0	100% (平成25年度)
対前年度比							基準年度	△	
対年度目標値比							基準年度	×	

評価基準

【対前年度比】○: 目標を達成している。あるいは前年度より目標に近づいている。△: 前年度と変わらない。×: 前年度より悪化している。

【対年度目標値比】○: 年度目標値を達成している。△: 年度目標値との差が、年度目標値の50%以内である。×: 年度目標値との差が、年度目標値の50%を超えている。

イ)課題

合流式下水道区域での浸水対策及び水質対策には、大規模な施設が必要となっており、多くの費用と期間を要することから、浸水対策と水質対策で連携を図り、事業の効率化に努めます。

(4)水環境整備事業の推進

ア)実施状況及び評価

清流の復活や水辺環境の整備保全を通じ、生きものと人間が共生できる豊かな自然と河川浄化を市民にアピールできる水辺空間の整備を進める事業です。

高沼用水路では、河川としての治水条件を満たしつつも、現在の水路敷などを活用し、市民が水と親しみ憩える場所を平成24年度末までに2ヶ所整備します。

見沼グリーンセンター内ではホタルを飼育した結果、大谷ホタルの里に幼虫550匹を放流することで、大谷ホタルの里での自然発生による個体数の増加をサポートしています。

引き続き、水辺環境の復活と目標達成に向け、事業と市民協働の実現について推進していきます。

表 2-4-25 施策評価指標の推移

指標	21年度	22年度	目標値(年度)
憩える場所の整備数 (高沼用水路)(ヶ所)	0	0	2 (平成24年度)
対前年度比	基準年度	△	
対年度目標値比	基準年度	×	

評価基準

【対前年度比】○:目標を達成している。あるいは前年度より目標に近づいている。△:前年度と変わらない。×:前年度より悪化している。

【対年度目標値比】○:年度目標値を達成している。△:年度目標値との差が、年度目標値の50%以内である。×:年度目標値との差が、年度目標値の50%を超えている。

イ)課題

高沼用水路は市中心部に残された歴史的な緑地空間の保全を求められているため、地元住民とともに協議を行いながら整備することが重要です。

【参考】

平成22年度の現況評価及び施策評価は、前計画で設定した指標を用いて行っています。

改訂計画では、平成21年度の現況値を基に新たに施策項目毎の指標と数値目標を設定し、平成23年度以降の進捗状況を評価することとしています。

参考に、改訂計画で設定した指標及び数値目標と、平成21年度及び平成22年度の現況値を比較した結果について以下に示します。

表 2-4-26 改訂計画で定めた「水環境の保全」の指標

指標	単位	平成21年度	平成22年度	目標値 (平成32年度)
水質汚濁に係る環境基準達成率 (BOD75%水質値達成地点/ 測定地点)	%	74	83	85
公共下水道普及率	%	86.6	87.9	90.0 (平成24年度)
公共施設への雨水貯留タンク設置 数(学校)	件	3	4	15 (平成25年度)
水道使用量(市民一人一日あたり)	ℓ	305	305	順次減少

3 土壌・地盤環境の保全

3.1 土壌・地下水汚染対策の推進

(1) 現況及び評価と課題

さいたま市では、水質汚濁防止法、土壌汚染対策法及びさいたま市生活環境の保全に関する条例に基づいて、土壌・地下水汚染対策を行っています。

そのうち地下水については、下表に挙げる 4 種類の調査を行っています。

表 2-4-27 地下水調査の種類と目的

調査の種類	目的	調査地点数・調査項目など
概況調査	埼玉県全体の地下水水質を監視します。	埼玉県による「地下水の水質測定計画」に基づいて、平成 22 年度は市内の 11 区画において重金属や揮発性有機化合物など 30 項目を調査しました。
汚染井戸周辺地区調査	概況調査で新たに発見された汚染について、その汚染範囲を確認するための調査を行います。	平成 22 年度は、概況調査で新たに 1 地点で汚染が発見されました。
継続監視調査	概況調査等で、過去に何らかの項目で環境基準を超過した地点について、継続的に監視を行います。	平成 22 年度現在、6 地点で、過去の環境基準超過項目を調査しました。
汚染井戸継続調査	事業場の地下水汚染に関連して、周辺の調査を行い、汚染の判明した井戸のうち直接事業場の汚染に関係のないと考えられる地区について継続的に調査を行います。	平成 22 年度は 13 地点で調査しました。

ア) 現況及び評価

【土壌汚染】

過去に利用したトリクロロエチレン等の揮発性有機化合物やカドミウム等の重金属による土壌・地下水汚染が、ISO 取得や再開発の際の調査で発見されるようになりました。

平成 22 年度は、平成 21 年度末の報告件数 16 件に加え 2 件の汚染が報告されましたが、年度末までに 2 件について浄化が完了し、年度末時点の土壌汚染箇所数は 16 件となりました。このうち、地下水汚染を生じている箇所は 10 件あります。

表 2-4-28 土壌・地下水汚染に係る現況

指標	16 年度	17 年度	18 年度	19 年度	20 年度	21 年度	22 年度
土壌・地下水汚染把握件数(年度内報告件数)	3	15	7	4	5	3	2
土壌・地下水汚染浄化完了件数(年度内報告件数)	2	8	7	6	4	4	2
土壌・地下水汚染件数(年度末時点件数)	11	18	18	16	17	16	16

【地下水汚染】

<地下水の概況調査>

地下水は通常良好で安定した水質なので、古くから水道水源などに利用されてきました。しかし、一度汚染されると浄化が難しく、水質の回復は容易ではありません。

そこで、さいたま市では、地下水の水質状況を把握するため、市内を約 2km 四方の 52 区画に分け、年に 1 回、各区画から一つの井戸を選定して調査を行っています。このうち埼玉県地下水測定計画に基づく調査が 11 ヶ所となっています。

地下水には、テトラクロロエチレン等 30 物質について環境基準が定められており、平成 22 年度の概況調査では、1 地点でトリクロロエチレンが環境基準を超える濃度で確認されました。その他の概況調査地点では環境基準を達成しました。

＜汚染井戸周辺地区調査＞

平成 22 年度はトリクロロエチレンについて 78 地点で周辺地区調査を実施しました。その結果、1 地点で環境基準を超える濃度で確認されました。

＜地下水の継続監視調査＞

平成 22 年度は、市内 6 地点で調査を行い、3 地点で硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素が環境基準を超える濃度で確認されました。

硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素は、過剰な施肥、家畜排せつ物の不適正な処理、生活排水の地下浸透などが主な汚染の原因と言われています。汚染が広範囲に及ぶことが多く、汚染源を特定することはできませんでした。

＜汚染井戸継続調査＞

平成 22 年度は、3 ヶ所の汚染区域について周辺の井戸 13 地点の水質調査を行いました。

その結果、環境基準を超える濃度が確認された井戸の地点は、北区盆栽町・北区東大成町・大宮区宮町でテトラクロロエチレンについて 8 地点、中央区円阿弥でトリクロロエチレンについて 1 地点ありました。

イ)課題

今後も土壌汚染や地下水汚染の未然防止に向けた、土壌・地下水汚染対策を進める必要があります。

(2)個別施策の実施状況と課題

■土壌・地下水汚染対策

事業内容	本市では、さいたま市生活環境の保全に関する条例と、土壌汚染対策法に基づいて、有害物質を取り扱う事業者などに対し土壌や地下水の調査・汚染の防止や浄化対策の実施の指導を行っています。 汚染が確認された土地所有者には経過報告を義務付けて汚染区域を正確に把握し、汚染事例に対応した指導をしています。
------	--

3.2 地盤沈下の防止

(1)現況及び評価と課題

ア)現況及び評価

＜地盤沈下・地下水位観測＞

市内 3 観測所（沈下計 2 台、水位計 3 台）において地盤変動及び地下水位の観測を行いました。平成 22 年度は、地盤変動に大きな変化は見られませんでした。地下水位は夏季に低下しましたが、秋季には上昇し、年度全体で見ると過年度と同様の傾向を示しました。

＜地盤変動調査＞

市内 75 ヶ所の水準点で地盤沈下の測量を行いました。平成 22 年度に最大沈下量を示した地点は桜区五関で、沈下量は 1.7mm でした。また、最近 5 年間の累積で最大沈下量を示した地点は大宮区下町で、平成 18 年度から 22 年度の 5 年間の累積沈下量は 29.0mm でした。

地盤沈下の現況に係る指標として、「年間で 2cm 以上の沈下が見られた面積」の推移を見ると、平成 14 年度以降 0km²で推移しています。

イ)課題

今後も、地盤沈下の未然防止に向けて、地下水揚水量の削減や水の合理的利用など地下水源の保全を図るとともに、地盤沈下の継続的な監視を行うなど、地盤沈下の防止に努める必要があります。

表 2-4-29 現況評価指標の推移

指標	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	目標値(年度)
単年度沈下量 2 cm以上の面積 (km ²)	0	0	0	0	0	0	0	0	0(平成 32 年度)
対前年度比	基準年度	○	○	○	○	○	○	○	
対年度目標値比	基準年度	○	○	○	○	○	○	○	

評価基準

【対前年度比】○: 目標を達成している。あるいは前年度より目標に近づいている。△: 前年度と変わらない。×: 前年度より悪化している。

【対年度目標値比】○: 年度目標値を達成している。△: 年度目標値との差が、年度目標値の 50%以内である。×: 年度目標値との差が、年度目標値の 50%を超えている。

(2) 個別施策の実施状況と課題

■ 地盤沈下の防止

事業内容	<p>本市では、地盤沈下を防止するため、「工業用水法」、「建築物用地下水の採取の規制に関する法律」及び「さいたま市生活環境の保全に関する条例」によって、地下水の採取規制を行っています。</p> <p>また、規則や市条例に基づき、毎月の地下水採取量を揚水施設使用者が報告することになっています。</p>																						
主な成果	<p>平成 22 年に地下水採取量を報告した井戸は 494 本、条例などに基づく地下水採取の届出が 12 件ありました。</p> <p>市条例などに基づいて報告された平成 22 年度の地下水採取量は 59,442m³/日でした。水道用・建築物用・工業用の地下水採取量の合計は 50,890m³/日で、平成 21 年度より増加しております。</p> <p>また、本市に供給されている上水道の一部は、市内の 63 本の深井戸から汲み上げた地下水を水源としています。本市としては、地盤沈下防止のため、上水道水源としての地下水利用を徐々に抑制し、河川水を水源とする水道水に転換を図ってきた結果、地下水揚水量は減少し、平成 22 年度の上水道給水量に占める地下水の割合はおよそ 9.5%でした。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成 20 年度</th> <th>平成 21 年度</th> <th>平成 22 年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>地下水採取量</td> <td>55,465m³/日</td> <td>51,730m³/日</td> <td>59,442 m³/日</td> </tr> <tr> <td>対前年度比</td> <td>109.5%</td> <td>93.3%</td> <td>114.9%</td> </tr> <tr> <td>工業用地下水の採取量</td> <td>15,381m³/日</td> <td>9,083m³/日</td> <td>10,389 m³/日</td> </tr> <tr> <td>上水道に占める地下水水源の割合</td> <td>7.2%</td> <td>8.1%</td> <td>9.5%</td> </tr> </tbody> </table>				平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	地下水採取量	55,465m ³ /日	51,730m ³ /日	59,442 m ³ /日	対前年度比	109.5%	93.3%	114.9%	工業用地下水の採取量	15,381m ³ /日	9,083m ³ /日	10,389 m ³ /日	上水道に占める地下水水源の割合	7.2%	8.1%	9.5%
	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度																				
地下水採取量	55,465m ³ /日	51,730m ³ /日	59,442 m ³ /日																				
対前年度比	109.5%	93.3%	114.9%																				
工業用地下水の採取量	15,381m ³ /日	9,083m ³ /日	10,389 m ³ /日																				
上水道に占める地下水水源の割合	7.2%	8.1%	9.5%																				
目標との整合・今後の課題	<p>本市の上水道に占める地下水給水量は減少してきましたが、湧水や災害対策等に活用できる貴重な自己水源を保全するためにも深井戸の運用は継続する方針です。全体給水量の減少に伴い、地下水水源比率は増加しており、今後は上水道水源に占める地下水の割合は若干増加した後、一定比率を維持していく予定としております。</p>																						

【参考】

平成 22 年度の現況評価及び施策評価は、前計画で設定した指標を用いて行っています。

改訂計画では、平成 21 年度の現況値を基に新たに施策項目毎の指標と数値目標を設定し、平成 23 年度以降の進捗状況を評価することとしています。

参考に、改訂計画で設定した指標及び数値目標と、平成 21 年度及び平成 22 年度の現況値を比較した結果について以下に示します。

表 2-4-30 改訂計画で定めた「土壌・地盤環境の保全」の指標

指標	単位	平成 21 年度	平成 22 年度	目標値 (平成 32 年度)
単年度沈下量 2cm 以上の面積	km ²	0	0	0

4 生活環境の保全

4.1 騒音・振動対策の推進

(1) 現況及び評価と課題

ア) 現況及び評価

<工場・事業場の騒音・振動>

平成 22 年度の規制対象の工場・事業場数は、騒音規制法に関して 984 工場 (6,598 施設)、振動規制法に関して 491 工場 (3,046 施設) で、届け出られた主な施設は、空気圧縮機・送風機、金属加工機械などです。条例の対象となる工場・事業場は、騒音に関して 709 工場 (2,097 施設)、振動に関して 4 工場 (16 施設) ありました。

また、杭打ち機やバックホウの使用など、比較的大きな騒音・振動を発生する可能性がある特定建設作業については、事前に市へ届出を行うことが義務付けられていますが、平成 22 年度の届出件数は、騒音に関するもの (削岩機、空気圧縮機等) 334 件、振動に関するもの (ブレーカー等) 155 件でした。

一方、騒音・振動の発生源の状況に対して、申し立てのあった苦情件数は、平成 22 年度は騒音 171 件、振動 32 件でした。騒音・振動に関する苦情件数は横ばい傾向にありますが、特に家庭生活や店舗の営業が原因となる近隣騒音、深夜営業騒音に関する苦情が増えています。

そこで、平成 32 年度における騒音・振動に関する苦情件数の目標値を、基準値 (平成 12-16 年度の平均 (180 件)) の 2/3 である 120 件と設定しました。その結果、平成 22 年度の件数は、前年度とほぼ変わらないため、目標との差もほぼ変わりませんでした。

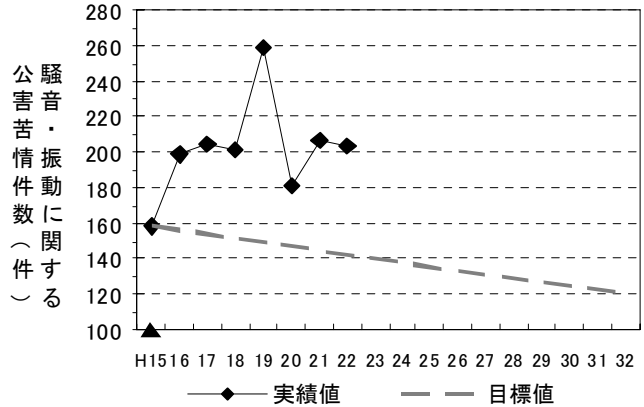


図 2-4-16 騒音・振動に関する苦情件数の推移

表 2-4-31 現況評価指標の推移

指標	15 年度	16 年度	17 年度	18 年度	19 年度	20 年度	21 年度	22 年度	目標値(年度)
騒音に関する苦情件数(件)	124	164	171	181	210	152	174	171	120 (平成 32 年度)
振動に関する苦情件数(件)	35	35	34	20	49	29	33	32	
合計(件)	159	199	205	201	259	181	207	203	
対前年度比	7	×	△	○	×	○	×	△	
対年度目標値比	基準年度	△	△	△	×	△	△	△	

評価基準

【対前年度比】○: 目標を達成している。あるいは前年度より目標に近づいている。△: 前年度と変わらない。×: 前年度より悪化している。

【対年度目標値比】○: 年度目標値を達成している。△: 年度目標値との差が、年度目標値の 50%以内である。×: 年度目標値との差が、年度目標値の 50%を超えている。

<新幹線鉄道の騒音・振動>

市内の新幹線鉄道の騒音・振動については、北区の吉野町と今羽町の 2 地点で、軌道中心から 25m と 50m の地点で測定しています。平成 22 年度の騒音レベルは、両地点で環境基準の 70dB 以下、振動レベルも両地点とも指針値の 70dB 以下でした。

(2) 個別施策の実施状況と課題

■ 騒音・振動対策

事業内容	<p>本市では、騒音規制法・振動規制法・さいたま市生活環境の保全に関する条例に定められた施設の設置や建設作業の実施に関する届出に対して、騒音・振動の防止対策の指導を行っています。また、中高層建築物などの開発行為の許可申請や事前協議の際にも、騒音・振動を発生させる装置・施設の設置場所や、防音・防振対策の指導を行っています。</p> <p>一方、深夜営業騒音・近隣騒音への対策としては、深夜も営業する飲食店などに対し、条例の規定や規制基準を守るよう指導を行っています。</p>
------	---

4.2 悪臭対策の推進

(1) 現況及び評価と課題

ア) 現況及び評価

さいたま市では、悪臭防止法に基づく特定悪臭物質濃度及びさいたま市生活環境の保全に関する条例に基づく臭気指数規制により悪臭対策を行っています。

苦情があった事業所に対しては、施設の維持管理の適正化と悪臭の発生防止に努めるよう行政指導を行い、必要に応じて調査を実施しました。

平成 22 年度の公害苦情を種類別で見ると、悪臭に関する苦情は 70 件で、前年度に比べて減少しました。

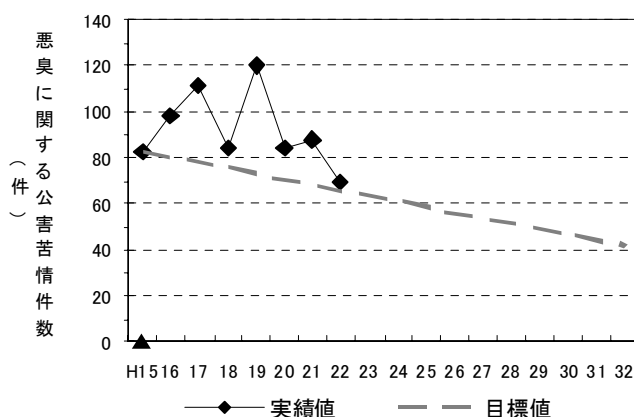


図 2-4-17 悪臭に関する苦情件数の推移

表 2-4-32 現況評価指標の推移

指標	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	目標値(年度)
悪臭に関する苦情件数(件)	83	98	111	84	120	84	88	70	42 (平成32年度)
対前年度比	基準年度	×	×	○	×	○	△	○	
対年度目標値比	基準年度	△	△	△	×	△	△	△	

評価基準

【対前年度比】○: 目標を達成している。あるいは前年度より目標に近づいている。△: 前年度と変わらない。×: 前年度より悪化している。

【対年度目標値比】○: 年度目標値を達成している。△: 年度目標値との差が、年度目標値の 50%以内である。×: 年度目標値との差が、年度目標値の 50%を超えている。

イ) 課題

平成 21 年 4 月に施行されたさいたま市生活環境の保全に関する条例により、悪臭規制の対象業種が埼玉県条例で対象であった塗装工事業等 13 業種から全業種に拡大されました。苦情件数を減少させるためには、悪臭発生の未然防止などの臭気対策が図られるよう、市内の事業者に対して広く条例の規制を周知していくことが課題となります。

(2) 個別施策の実施状況と課題

■ 悪臭対策

事業内容	<p>悪臭対策については、苦情の申し出が行われた際に調査を行い、法及び条例の規制基準を超える臭気指数などが検出された場合に、工場・事業場などに対して行政指導を行っています。</p> <p>また工場や事業場の建設にあたっては、周辺の生活環境・立地条件や事業形態に適合した悪臭防止対策の指導・啓発を行っています。</p> <p>一方で、家庭生活や小規模飲食店から出るにおいなどが原因となっている苦情が増加しています。これらの要因は、悪臭に関する従来の法・条例による規制の対象外であり、関係者同士の話し合いや悪臭防止技術の開発による解決が必要となっています。</p>
------	--

4.3 光害への対応

(1) 現況及び評価と課題

ア) 現況及び評価

さいたま市生活環境の保全に関する条例では、照明機器から照射される光について、照射する対象範囲の外部に漏れることに起因する人の諸活動及び動植物への悪影響（光害）を防止するための措置を講ずるよう努めることとしています。特に、サーチライト等の不適切な使用は住民の不快感、エネルギーの浪費、天体観測への支障などの悪影響を及ぼし、地域を越えて問題となることも少なくないことから、一部の例外を除きサーチライトなどの使用を規制しています。

平成 22 年度は、サーチライトなどの不適切な使用に対し指導を行った事例はありませんでした。

[参考]

平成 22 年度の現況評価及び施策評価は、前計画で設定した指標を用いて行っています。

改訂計画では、平成 21 年度の現況値を基に新たに施策項目毎の指標と数値目標を設定し、平成 23 年度以降の進捗状況の評価することとしています。

参考に、改訂計画で設定した指標及び数値目標と、平成 21 年度及び平成 22 年度の現況値を比較した結果について以下に示します。

表 2-4-33 改訂計画で定めた「生活環境の保全」の指標

指標	単位	平成 21 年度	平成 22 年度	目標値 (平成 32 年度)
道路交通騒音に係る環境基準達成率	%	93.7	98.5	100
新幹線鉄道騒音に係る環境基準達成率	%	100	100	100
騒音・振動・悪臭に関する公害苦情解決率	%	98.3	99.3	100

5 化学物質対策の推進

5.1 化学物質による環境リスクの低減

(1) 現況及び評価と課題

【ダイオキシン類】

ダイオキシン類は発がん性、催奇形性、内分泌かく乱性などの毒性が疑われており、塩素が存在する状態で有機物を燃焼させたときなどに発生します。全国におけるダイオキシン類の排出量は年々減少し、平成 19 年は平成 15 年から約 23%（平成 9 年から約 96%）減少しています（『ダイオキシン類の排出量の目録（排出インベントリー）』平成 20 年 12 月、環境省）。

ア) 現況及び評価

<環境中のダイオキシン類濃度>

さいたま市では、平成 22 年度に、一般大気 9 地点、河川水 7 地点（5 河川）、河川底質 6 地点（4 河川）、土壌 4 地点、地下水 1 地点のダイオキシン類の濃度調査を実施しました。

平成 22 年度は、すべての調査地点で環境基準を満たし、ダイオキシン類濃度に係る環境基準達成率は 100%となりました。

また、平成 14 年度に環境基準を超えるダイオキシン類濃度（年平均値）が確認された地点を含め、調査地点のダイオキシン類濃度は低下する傾向にあります。

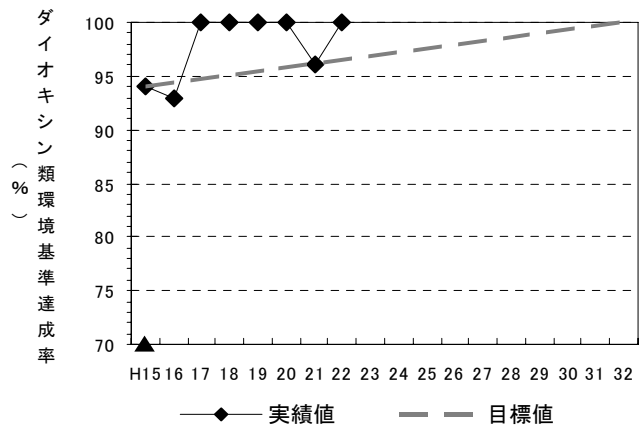


図 2-4-18 ダイオキシン類環境基準達成率の推移

表 2-4-34 現況評価指標の推移

指標	15 年度	16 年度	17 年度	18 年度	19 年度	20 年度	21 年度	22 年度	目標値(年度)
調査地点数(カ所)	31	28	29	26	27	27	27	27	
環境基準達成地点数(カ所)	29	26	29	26	27	27	26	27	
ダイオキシン類環境基準達成率 (%)	94	93	100	100	100	100	96	100	100 (平成 32 年度)
対前年度比	基準年度	△	○	○	○	○	△	○	
対年度目標値比	基準年度	△	○	○	○	○	△	○	

評価基準

【対前年度比】○：目標を達成している。あるいは前年度より目標に近づいている。△：前年度と変わらない。×：前年度より悪化している。

【対年度目標値比】○：年度目標値を達成している。△：年度目標値との差が、年度目標値の 50%以内である。×：年度目標値との差が、年度目標値の 50%を超えている。

<事業場等の排出ガス中のダイオキシン類濃度>

さいたま市では、市のごみ焼却施設の排出ガスや、「ダイオキシン類対策特別措置法」に基づく特定施設を設置している工場・事業場からの排出ガスについて、ダイオキシン類の濃度を測定しています。

工場・事業場からの排出ガスについては、平成 22 年度には規制対象工場・事業場 24 件のうち 3 件の調査を実施しました。なお、排出基準を超過した事業場はありませんでした。

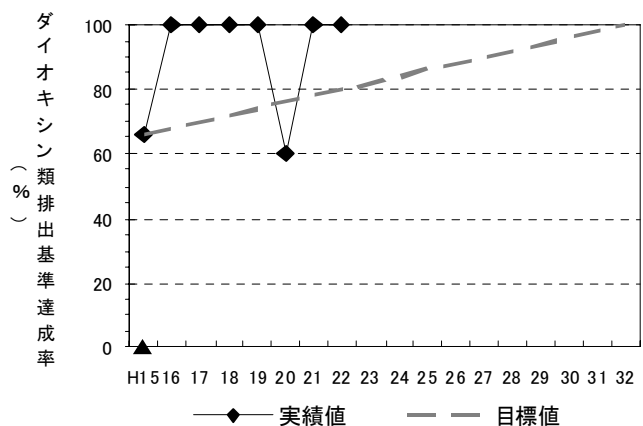


図 2-4-19 ダイオキシン類排出基準達成率の推移

表 2-4-35 現況評価指標の推移

指標	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	目標値(年度)
規制対象の工場・事業場数(件)	13	16	36	30	31	30	24	24	
排出ガス検査件数(件)	3	3	3	3	5	5	4	3	
排出基準達成件数(件)	2	3	3	3	5	3	4	3	
工場・事業場のダイオキシン類排出基準達成率(%)	66	100	100	100	100	60	100	100	100 (平成32年度)
対前年度比	基準年度	○	○	○	○	×	○	○	
対年度目標値比	基準年度	○	○	○	○	△	○	○	

評価基準

【対前年度比】○: 目標を達成している。あるいは前年度より目標に近づいている。△: 前年度と変わらない。×: 前年度より悪化している。
 【対年度目標値比】○: 年度目標値を達成している。△: 年度目標値との差が、年度目標値の50%以内である。×: 年度目標値との差が、年度目標値の50%を超えている。

イ)課題

ダイオキシン類は、主に廃棄物の燃焼や化学物質の合成過程で発生し、環境中へ放出されています。廃棄物焼却炉や小型焼却炉の監視・指導の強化を図るとともに、野焼きなど廃棄物の不適正な処理を防止するための監視体制の強化が必要です。また、工場・事業場排水についての指導の徹底も必要です。

【公共用水域における内分泌かく乱化学物質(環境ホルモン)】

内分泌かく乱化学物質(環境ホルモン)は、生物の体内でホルモンの働きを乱し、生殖器の奇形や性行動異常を引き起こす恐れのある物質で、平成10年ごろから関心が高まっています。

ア) 現況及び評価

<河川水>

本市は平成14年度から、3河川(芝川、鴨川、綾瀬川)5地点で、河川水に含まれる13種類の内分泌かく乱化学物質の調査を行っています。

平成22年度の公共用水域における予測無影響濃度達成率は60.0%で、前年度(60.0%)と同様の結果となりました。

内分泌かく乱化学物質はプラスチック原料・添加剤、農薬、界面活性剤などが原因物質と言われ、対策として、事業場や家庭の排水対策が必要です。

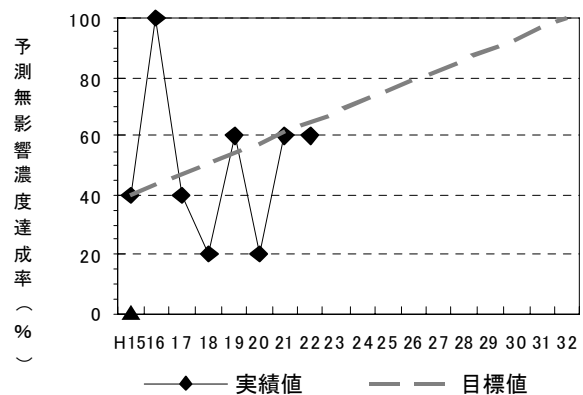


図 2-4-20 予測無影響濃度達成率の推移

表 2-4-36 現況評価指標の推移

指標	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	目標値(年度)
内分泌かく乱化学物質の予測無影響濃度達成率(%)	40.0	100.0	40.0	20.0	60.0	20.0	60.0	60.0	100 (平成32年度)
対前年度比	基準年度	○	×	×	○	×	○	△	
対年度目標値比	基準年度	○	△	×	○	×	△	△	

評価基準

【対前年度比】○: 目標を達成している。あるいは前年度より目標に近づいている。△: 前年度と変わらない。×: 前年度より悪化している。
 【対年度目標値比】○: 年度目標値を達成している。△: 年度目標値との差が、年度目標値の50%以内である。×: 年度目標値との差が、年度目標値の50%を超えている。

イ)課題

内分泌かく乱化学物質は、事業活動、農業、生活に伴って排出されるとされています。工場・事業場や農業等で使用される化学物質の適正管理の徹底に努める必要があります。また、内分泌かく乱化学物質は、生態系や人間の健康への影響が十分に解明されていないことから、国や県と連携して情報収集に努めるとともに、化学物質による汚染状況の把握、市民や事業者への情報の提供、調査・研究などに努める必要があります。

(2)個別施策の実施状況と課題

■石綿(アスベスト)対策

事業内容	<p>平成 17 年に、国内各地で石綿製品を製造していた工場の従業員や周辺住民に多数の健康被害者が発生していたことが明らかになり、国、事業者、自治体の早急な対応が求められました。そこで、本市でも、8月に「さいたま市石綿対策推進本部」を設置し、石綿対策を進めています。</p> <p>平成 18 年度には、「建築物等の解体又は改修工事における石綿飛散防止対策指導指針（平成 17 年 10 月 1 日施行）」について、新たに石綿粉じん濃度の測定を義務付けるなど改正（平成 18 年 9 月 1 日施行）を行いました。また、大気汚染防止法及び本指針に基づき、石綿等除去工事等に対し石綿粉じん濃度測定を行うなど指導及び立入検査を強化し、石綿飛散防止に努めてきました。さらに、平成 20 年度には、本指針の内容を盛り込んだ「さいたま市生活環境の保全に関する条例（平成 21 年 4 月 1 日施行）」を新たに策定し、平成 20 年 10 月 17 日に公布しました。</p> <p>市有施設については、飛散性の高い露出吹付け石綿の使用状況調査を平成 17 年度に実施し、石綿の使用が確認された 59 施設（市立小中学校 6 施設を含む）について、平成 18 年度末までに石綿除去対象施設の対策工事を終了（年次計画により対策を実施する 1 施設を除く。）しました。</p> <p>対策の実施にあたっては、大気汚染防止法・「建築物等の解体又は改修工事における石綿飛散防止対策指導指針」に基づき、石綿除去工事等の指導及び立入検査を強化し、石綿飛散防止に努めています。</p> <p>また、対策未実施の施設は石綿飛散防止のための応急処置がとられていますが、除去工事完了までの間、措置状況を定期的に点検し、石綿飛散防止に努めています。</p>
主な成果	<p>平成 19 年度にフォローアップ調査を実施し、石綿の使用が新たに確認された 17 施設（市立小中学校 12 施設を含む）については、平成 21 年度末までに 17 施設全ての石綿除去が完了しました。</p> <p>さらに、市内一般環境中における石綿モニタリング調査を各区 1 地点の計 10 地点で実施しました。今回の調査結果では市内一般環境中の石綿濃度は、総繊維数で 0.057～0.96 本/l と低い値でした。</p>
目標との整合・今後の課題	<p>さいたま市石綿対策推進本部では、引き続き石綿に関する相談窓口を開設し、市民や建築物等の解体等に関わる事業者などからの相談を受け付けています。また、石綿対策に係る取組内容を市ホームページで随時公開しています。</p>

■ダイオキシン類対策

事業内容	<p>市内におけるダイオキシン類の発生を抑制するため、以下の対策を実施しています。</p> <ul style="list-style-type: none">・大気汚染防止法・廃棄物の処理及び清掃に関する法律により規制対象となる廃棄物焼却炉の設置事業者に対する指導、家庭や小規模事業所で使用されてきた 30kg/時未満のものを含む小型焼却炉の適正管理の指導・市民や事業者が自主的に行うごみ焼却の自粛の呼びかけ・廃棄物の野外焼却防止のためのパトロール実施・市のごみ焼却施設の適正運転によるダイオキシン類濃度の抑制
-------------	---

■PRTR 法による化学物質の監視

事業内容	本市では、平成 11 年 7 月に公布された「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律」（略称：化管法、PRTR 法）に基づき、同法が定める業種や要件に該当する事業者から、化学物質の排出量と移動量の届出を受け付けています。																																																																																		
主な成果	<p>平成 22 年度に本市に届け出られた、平成 21 年度の化学物質の排出量は、下図に示すようにトルエン、キシレンなどが多く、大気中や水中などに排出されたり、廃棄物として処理されるなどしています。</p> <p>最も排出量の多かったトルエンは、ゴム製品製造業で主に排出されたほか、金属製品製造業、プラスチック製品製造業、化学工業の順に多く排出されました。その他、キシレン、エチルベンゼン、トリクロロエチレンは金属製品製造業から多く排出されました。</p> <div style="text-align: center;"> <table border="1"> <caption>届出排出量 (t/年)</caption> <thead> <tr> <th>化学物質</th> <th>届出排出量 (t/年)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>トルエン</td><td>1,169</td></tr> <tr><td>キシレン</td><td>70</td></tr> <tr><td>エチルベンゼン</td><td>23</td></tr> <tr><td>トリクロロエチレン</td><td>11</td></tr> <tr><td>エチレングリコール</td><td>5.0</td></tr> <tr><td>酢酸2-エトキシエチル</td><td>3.6</td></tr> <tr><td>1,3,5-トリメチルベンゼン</td><td>2.6</td></tr> <tr><td>スチレン</td><td>2.4</td></tr> <tr><td>酢酸ビニル</td><td>2.0</td></tr> <tr><td>テトラクロロエチレン</td><td>1.1</td></tr> </tbody> </table> </div> <p>PRTR 法に基づく特定化学物質の排出・移動量の概要（平成 21 年度）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th>さいたま市</th> <th>対前年度比</th> <th>埼玉県</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">届出事業所件数 (件)</td> <td>175 (11%)</td> <td>99%</td> <td>1,627</td> <td>県内 1 位</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">排出量 (t/年)</td> <td>大気</td> <td>1,293 (15%)</td> <td>109%</td> <td>8,463</td> <td>県内 1 位</td> </tr> <tr> <td>水域</td> <td>1.4 (0.5%)</td> <td>74%</td> <td>268</td> <td>県内 18 位</td> </tr> <tr> <td>土壌</td> <td>0 (—)</td> <td>—</td> <td>0</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>埋立</td> <td>0 (—)</td> <td>—</td> <td>0</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>小計</td> <td>1,294 (15%)</td> <td>109%</td> <td>8,731</td> <td>県内 1 位</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">移動量 (t/年)</td> <td>廃棄物</td> <td>1,583 (20%)</td> <td>144%</td> <td>7,983</td> <td>県内 1 位</td> </tr> <tr> <td>下水道</td> <td>4.6 (5.5%)</td> <td>115%</td> <td>83</td> <td>県内 4 位</td> </tr> <tr> <td>小計</td> <td>1,588 (20%)</td> <td>144%</td> <td>8,066</td> <td>県内 1 位</td> </tr> <tr> <td colspan="2">排出量・移動量 (t/年)</td> <td>2,882 (17%)</td> <td>126%</td> <td>16,798</td> <td>県内 1 位</td> </tr> </tbody> </table> <p>() 内は県全体の数値に占める本市の数値の比率</p>	化学物質	届出排出量 (t/年)	トルエン	1,169	キシレン	70	エチルベンゼン	23	トリクロロエチレン	11	エチレングリコール	5.0	酢酸2-エトキシエチル	3.6	1,3,5-トリメチルベンゼン	2.6	スチレン	2.4	酢酸ビニル	2.0	テトラクロロエチレン	1.1			さいたま市	対前年度比	埼玉県	備考	届出事業所件数 (件)		175 (11%)	99%	1,627	県内 1 位	排出量 (t/年)	大気	1,293 (15%)	109%	8,463	県内 1 位	水域	1.4 (0.5%)	74%	268	県内 18 位	土壌	0 (—)	—	0	—	埋立	0 (—)	—	0	—	小計	1,294 (15%)	109%	8,731	県内 1 位	移動量 (t/年)	廃棄物	1,583 (20%)	144%	7,983	県内 1 位	下水道	4.6 (5.5%)	115%	83	県内 4 位	小計	1,588 (20%)	144%	8,066	県内 1 位	排出量・移動量 (t/年)		2,882 (17%)	126%	16,798	県内 1 位
化学物質	届出排出量 (t/年)																																																																																		
トルエン	1,169																																																																																		
キシレン	70																																																																																		
エチルベンゼン	23																																																																																		
トリクロロエチレン	11																																																																																		
エチレングリコール	5.0																																																																																		
酢酸2-エトキシエチル	3.6																																																																																		
1,3,5-トリメチルベンゼン	2.6																																																																																		
スチレン	2.4																																																																																		
酢酸ビニル	2.0																																																																																		
テトラクロロエチレン	1.1																																																																																		
		さいたま市	対前年度比	埼玉県	備考																																																																														
届出事業所件数 (件)		175 (11%)	99%	1,627	県内 1 位																																																																														
排出量 (t/年)	大気	1,293 (15%)	109%	8,463	県内 1 位																																																																														
	水域	1.4 (0.5%)	74%	268	県内 18 位																																																																														
	土壌	0 (—)	—	0	—																																																																														
	埋立	0 (—)	—	0	—																																																																														
	小計	1,294 (15%)	109%	8,731	県内 1 位																																																																														
移動量 (t/年)	廃棄物	1,583 (20%)	144%	7,983	県内 1 位																																																																														
	下水道	4.6 (5.5%)	115%	83	県内 4 位																																																																														
	小計	1,588 (20%)	144%	8,066	県内 1 位																																																																														
排出量・移動量 (t/年)		2,882 (17%)	126%	16,798	県内 1 位																																																																														
目標との整合・今後の課題	化学物質を取り扱う事業者に限らず、事業者が取り組んでいる環境負荷低減活動や環境保全対策について、市民や行政との対話を通じて伝えていくことで、すべての関係者が正確な情報を共有して、それぞれの立場を尊重しながら相互に理解を深めて、信頼関係の構築を図ることを目的とした環境コミュニケーション実施の支援に努め、提供される情報を整理・蓄積します。																																																																																		

■シックハウス対策

事業内容	本市では、平成 15 年度から、いわゆるシックハウス問題の未然防止対策を実施しています。これは、建築基準法に基づくもので、室内空気中のホルムアルデヒドなどの化学物質による健康への影響を低減するため、有害物質の含有が少ない材料の選定と、効率的な換気計画が実施されることを確認します。
主な成果	平成 22 年度は、確認済証交付件数 6,765 件、完了検査済証交付件数 5,986 件で、確認申請時、完了検査時のいずれにおいても、化学物質対策に関して、すべての対象建築物が建築基準法に適合していることを確認しました。

5.2 環境コミュニケーションの推進

(1) 現況及び評価と課題

「環境コミュニケーション」とは、「環境」というキーワードに基づいて、事業者が実施している環境負荷低減活動や環境保全対策などについて、市民や行政との対話を通じて伝えていくことで、すべての関係者が正確な情報を共有して、それぞれの立場を尊重しながら相互理解を深め、信頼関係の構築を図ることを目的とした取組です。

本市では、環境コミュニケーションの実施に向けた、事業者の取り組みについて支援を行います。

[参考]

平成 22 年度の現況評価及び施策評価は、前計画で設定した指標を用いて行っています。

改訂計画では、平成 21 年度の現況値を基に新たに施策項目毎の指標と数値目標を設定し、平成 23 年度以降の進捗状況を評価することとしています。

参考に、改訂計画で設定した指標及び数値目標と、平成 21 年度及び平成 22 年度の現況値を比較した結果について以下に示します。

表 2-4-37 改訂計画で定めた「化学物質対策の推進」の指標

指標	単位	平成 21 年度	平成 22 年度	目標値 (平成 32 年度)
ダイオキシン類一般大気環境基準達成率	%	100	100	100
ダイオキシン類水質土壌環境基準達成率	%	94.4	100	100
環境コミュニケーションの実施回数	回	2	3	10 (平成 25 年度)